

厚岸町議会 平成23年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成23年3月11日

午前10時00分開会

- 委員長（音喜多委員） ただいまから、平成23年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

昨日に引き続き、議案第3号 平成23年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

181ページ、5款農林水産業費、1項農業費、6目牧野管理費から進めてまいります。2番。

- 堀委員 おはようございます。

ここで、さきの一般質問で大野委員のほうから出されてましたけれども、近年、預託牛が多くて施設が手狭に感じるということ。それが病気発生の一因になっているとか、そういうものがありました。私も全くそのことと同じ考えを常日ごろ持っているんですけども。

まずお聞きしたいのは、大別の冬季舎飼にあるパドックの面積、現有面積が今、何平米なのかというのを教えていただきたいんですけども。

- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（高谷課長） ただいまのご質問で、パドックの現有面積を教えてくださいということで、パドックにつきましては、A、B、C、D、それぞれパドックがございまして、Aパドックが1,970.4、Bパドックが1,904.7、Cパドックが1,850.4、Dパドックが2,020.7平米でございます。合計いたしますと7,745.5平米でございます。

- 委員長（音喜多委員） 2番。

- 堀委員 それで、今年でもいいんですけども、今までの冬季舎飼での最大頭数というのは何頭入っていたんでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時03分休憩

午前10時05分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開します。

産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 大変失礼しました。今年度でいいますと、11月初めに1,550頭でございます。それは、12月の退牧予定牛がいるために、一時的に1,550という数字になっております。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 冬季舎飼の許容頭数って1,350というふうになっていたと思うんですけども、1,550頭も入れていい施設なんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今回は、今年度自前で格納庫、乾燥舎を改修しまして、153平米の牛舎、それからパドック512平米を自前で作りまして、そういった要望にこたえるために若干のスペースを設けたということでございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 施設を大きくしたとかという話じゃなくて、今聞いているのは、これは、町営牧場の規則の中で、冬季舎飼の許容頭数1,350頭というふうになっていたはずで、それが1,550頭も入れて、まず、いいものなのかということをお聞きしているんですけども。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 確かに、町営牧場の設置及び管理に関する規則では、第2条では、冬季舎飼については1,350頭ということでございます。一応目安として、規則では1,350でございましたけども、そういった農家さんとか、農協さんとかの、いわゆる要望に従いまして、そういうものを勘案して、1,550頭がマックスで入ったということでございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 当然、条例があって規則があるんですけども、規則で許容頭数を決めている以上、本来、それ以上入れたらいけないというふうに私は思うんですよね。規則を変えると、変えるときには、変える根拠として、新たに施設をつくって面積をふやすとかというものがいい必要なんじゃないかなと思うんですけども、そういう手続というのは今回とられていたんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 申しわけございませんけども、とらせていただいておりますでした。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 結果的に、町営牧場、冬季舎飼1,350頭、これは何年前でしたか、もともと750、900から、冬季舎飼の許容頭数をふやしたことがありましたけれども、私、そのときにも、施設面積が余り大差ない中で、頭数だけをふやすのは、やはり結果的には牛の個体管理が甘くなってしまって、いろいろな問題が出るんじゃないのかということ、そのとき言った記憶はあるんですけども、やはり今年度のように、1,350頭のところに1,550頭も入れなければならない、地域としての預託牛、預けたいという意向というものが大きくなってきているのであれば、こんな小手先の、670ぐらいの施設面積をふやただけで、200頭もふやせるものじゃないというふうに私は思うんですよね。少なくともパドックの許容面積といったものでは、1頭当たり5平米とか6平米とかという、これは運動場としてだけで、大別の舎飼の施設のパドックのように、給餌や水飲みもしているような施設だと、もっともっと、やはり1頭当たり10平米も必要だとかというような考え方があったときには、現有の7,745とか、これに670ぐらいふやしても、全然足りないというような感じになると思うんですよね。1,350頭に10平米ですから、1万3,500平米ぐらいは、やはりパドック面積としては必要だというふうに私は常日ごろ思っているんですよ。

11月初め、夏季と冬季舎飼との入れかえの時期の中で、どうしてもふえてしまうと言っていますけれども、例えばこれは、1月、2月といった中では、頭数的なものはどういうふうに推移したんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 1月では1,444、2月では1,352でございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そのように毎月毎月、恒常的に1,350頭以上入るような状況だといったときに、やはり現有のパドック面積というのが狭いというふうになると思うんですよ。

話はさかのぼって、規則関係の改正がなくて、多く入れていると。結果的に、大野委員の質問の中でも出ていましたけども、食い負けにより成長が遅くなってしまいう牛がいるとか、あと、病気のことも言っていたんですけども、当然、施設許容量を超えた中でやっていたときに、そういう問題が発生したときの補償関係というのは発生しないんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） そういった発生に対する補償という対応は考えてございません。ただ、そういう病気に対しての治療は適切に行わせていただきます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 規則を破ってと言ったらちょっと語弊があるのかもしれませんが、規則を超えて入れた結果が、食い負けというものが発生したというふうにもし断定されたときには、当然、やはりそれは施設管理者として、将来的に発育不良になった牛の生涯乳量の分をある程度見てあげるというものでも、本来であれば、請求されれば、それに対して何ら抗弁することができないというふうに私は思うんですね。やはりそういうものも考え方ときには、やはり現有の許容面積、1,350というものが、どうやっても狭いというふうに私は思うんですね。

今の大別の冬季舎飼の施設、これは、厚岸町においての酪農業の中でも、もうなくてはならない施設になっているというふうに私は思います。万が一事故等があつて、この施設がまるっきり、1カ月、2カ月でも使えないというような事態に万が一にでもなったときには、当然、町内の酪農家に与える影響というものは大きいと、はかり知れないだけ大きいというふうになるのかなというふうに私は思います。それを考えたときには、やはり現有のパドック面積、少なくとも今の2倍ぐらいいはないといけないのかなと。まして、近年、伝染病とかなんとかというもののなかで、非常に殺処分とかという、過去に殺処分というものが頻繁にとられるようになってきております。

そういうものも考えたときには、今までのような集団の中での個体管理じゃなくて、もっと飼養管理をしやすいように、今現在、A、B、C、Dですけども、これを頭数的には、人間が見る頭数というのはある程度決まっていますんで、やはりこれを八つぐらいにでも細分するような飼養管理の個体管理の徹底というものを図ってもらわなければ、安心して酪農家の方も大別の牧場に預けることができなくなってしまうんじゃないかなと思うんです。

それで、長々と話してもしょうがないんですけども、やはり産業振興課としては、町営牧場のパドックの増設というものを早急に計画を立ち上げるべきじゃないかなというふうに思うんですけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただいまご質問者がおっしゃった食い負けによるということで、こういった事態にもなったんでないかということでございますけども、食い負けにつきましては、要因の一因としては考えられることでございますけども、当職員も含めまして、毎日状況を見て、食い負けしていれば別群に移動させたり、そういったことで対応させていただいております。

それから、パドックにつきましても、大きなA、B、C、Dという群がございまして、それも含めまして、一つのを二つずつ分けて、飼養管理するというところで、その辺の管理状況も勘案しながら、群分けということをやっております。

今、委員おっしゃられましたように、1頭あたり10平米だとか、5平米以上だとかというスペースの確保も含めまして、舎飼頭数の相当数も、余裕があれば、それは当然望ましいことをごさいますけども、そういうことも含めまして、今年度さらにパドック、自前で、原材料費で速やかに、何とか少しでも大きく施設を確保するという改造します予定になっております。

それと、そういった意味で、町営牧場の運営委員会も含めまして、そういった飼養頭数、舎飼頭数の適正な頭数も含めまして、これから運営委員会等も含めて協議していきたいということをごさいます。

それから、パドックを速やかに倍にしたほうが望ましいというご意見をごさいます。私どももそういうふうを考えますけども、今の補助制度、財政の状況からして、すぐパドックをふやすという状況はなかなか難しいということで、先ほど言いましたように、原材料費などで適切に、少しでも面積をふやして、さらに運営委員会なりと、いろいろな状況を勘案しながら管理運営していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 今回、牧野管理費1億7,000万円、預託使用料というのが2億2,000万円ほどで、5,000万円ほどの黒字と。ただ、これは当然この中には、建設時の償還金とかも入っていないので、そういうものも含めたときには、当然、牧場経営としては、単独では成り立たないというのは私も承知はします。

ただ、従来から産業振興のための投資といったものの中で、ある程度必要なものの整備というのは、従来からも、町営牧場に関していうと、やってきたと思うんですよ。やはりそういったときに、今現在も、条例、規則よりも超えた頭数を受け入れなければならない、預けなければならない地域の実情というものも勘案したときには、早急に、やはりそういう状態を解消する、その努力というものをしてもらわなければならないのかなというふうに私は思うんですけど、それについてはどのようにお考えでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

町営牧場は、厚岸の農業経営については重要な役割を果たす施設であり、町としても、この整備上の問題についても真剣に取り組んでいかなければならないと。そして、農家の期待にこたえられる町営牧場にしなければならない、そのように思っております。

大野議員の質問に対して、私からは、町営牧場のパドック及び避難舎の対1頭当たりの面積を見たときに、最低基準を少し上回る面積であります。個々の牛群の状況を見たとき、月年齢による群分けを行っていることから、一部の牛群で手狭になっていることは否めません。堀委員から質問があったとおりであります。そういう認識を持っている中で、財政的な問題もあり、病気発生時の隔離施設などは必要であり、平成23年度においては、牧草乾燥庫を改造して、これを確保していきたい等々の現状の中で、できる

だけ病気が発生しないように対応いたしたいという答弁をいたしておるところでございます。

しからは、現在の町営牧場の運営がどうなっているのかと、先ほどお話がありましたけれども、平成21年の決算を見ますと、町営牧場の直接運営費は1億6,827万円、さらには人件費、それから公債費、先ほどお話ありました、合わせまして、運営経費が2億8,739万6,000円かかっています。それに対しまして、運営収入は2億4,013万7,000円、結果的には赤字経営であります。すなわち4,725万9,000円が赤字という状況になっております。厳しい経営状況にあるわけでありまして。

そういう面において、農協、さらにはまた、運営委員会等におきましても、このことを踏まえながら、今後の町営牧場はどうあるべきかということも十分に協議をしていかなければならない、そのように考えておるわけでありまして。

堀委員からの質問、十分に認識いたしております。しかし、現況はそういう状況にあるということもご理解をいただければと、このように考えております。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 町長はそのようにおっしゃいますけれども、やはり今現在も規則を超えて施設を利用していると、そういう危険な状態であるのは、どうやってもこの事実は変わらないわけなんです。やはりそれを解消するためにも、乾燥舎を1個やるにしても、670平米ほどですから、小手先の対処でしかないんですよ。乾燥舎といっても、もともとパドックの中に建っていたものだと思うんで、それを使うにしても、何ら現在の飼養頭数の過密さを解消するには、私は全然足りないというふうに、全然、小手先でしかないというふうに思うんです。やはりもっと考えるべきだと思います。

例えば道営事業でいうと、公共牧場整備事業というのがまだあるのかどうかというのは、私もちょっと承知はしていませんけれども、厚岸町の場合だと、1回、2回、3回やっているのかな、そういうものだと思うんですけれども、やはりその事業についても、4回目の事業化というものも早急に考えなければならぬのかなというふうに思います。

町長が言っていた長期債の公債費も含めた中では、2億8,000万円、2億何ぼという……、赤字だと。それは十分わかります。ですから、本来、町営牧場の経営というのは、例えば特別会計とか、そういうものでやっている町というのもあります。ただ、厚岸町の場合は、そういうふうに会計を別にしてやった場合、当然のごとく費用負担というものを酪農家のほうに求めなければならない状況というものが生じる可能性があるがために、いまだかつて、これだけの歳入もある事業であっても、一般会計の中でやってきたわけなんですから、その辺は、やはり産業振興という一大名目というものが考えとしてはあるはずなんです。ですから、ぜひとも、何とか早期の事業化というものがなければいけないと。

今現在の冬季舎飼の状況というものが非常に危険な状況だというふうに私は認識していますし、ぜひとも理事者の人方もそのような認識に立っていただきたいなというふうに思います。その解消のために、何らかの対策というものを牧場運営委員会、そして、農業協同組合さんとも十分に話し合われて、ましてやT P Pなどの、今現在、外圧がど

んどんどん厳しくなってこようといったときには、さらなる酪農の人方にコストの低減というものを求めることとなります。そういったときにはどうするのかというと、やはり飼養頭数を今よりもまだふやすとかというような計画にもなる得るわけなんですよ。酪農肉用牛の近代化計画というのが、今もあるのかどうか私は承知していませんけれども、やはりそういう増頭計画、そして、施設計画というものを持った中でやっていったときには、もっともっと、今よりも預託牛の希望というものがふえるようになっていくと思うんですよ。やはりそういうものを見越した中で、事業化をしてすぐに来年からできるとかという、道営事業というふうにはなりませんから、やはり先を先を見越した中での整備計画というものを持つためにも、今からぜひとも検討に入りたいなというふうに思うんですけども、この点についてどのようにお考えでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

農家の預託希望を満たす施設でなければならない。まずは、当然のことです。先ほども答弁いたしました。今後の課題については、農協、さらにはまた、牧場運営委員会等とも協議をしながら、それらの問題も解決をしていかなければならないであろうということになります。この点については、財政等もありますが、町長としても、やはり酪農は厚岸町の重要な産業であります。その産業の振興はどうあるべきかも踏まえながら、協議を重ねていかなければならないと、このように思っております。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） この目でありますか。

15番。

●石澤委員 堆肥の使い方を聞きたいんですけど、ここでいいんでしょう。堆肥を大規模で使っている使い方について聞きたいんですけど、いいですか。堆肥、どういうふうに使って、どういうふうに効果を上げているのかを聞きたいんですけど、ここでいいですか。経営ですから、いいですね。

●委員長（音喜多委員） 認めますというか、ここでやります。

15番。

●石澤委員 堆肥センターで堆肥ずっとつくってきているんですけども、その堆肥を使った効果がどのように出ているのかをちょっと聞きたいんですけども、草の状態と、それから牛の食い込みと、それから、化学肥料の量がどうなったかというのを。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただいまのご質問にお答えいたします。

堆肥センターでできた肥料につきましては、厚岸町の草地300ヘクタールのうち、実際に今それを利用して、肥料として使っている面積が2.5ヘクタールでございます。パーセンテージでいきますと0.8%足らずの面積を利用させていただいております。

通常、採草地には、化学肥料というものを1ヘクタール当たり400キロ施肥して、牧草地に利用させていただいております。その部分の300ヘクタールの中の2.5ヘクタール部分だけ、堆肥センターの肥料が利用されているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤員 その2.5ヘクタールというのは、順番に回していつているんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 追跡等、分析等ございますので、同じ場所の2.5ヘクタールに利用させていただいております。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 そうしたら、大規模で出てくる牛ふんありますよね、それは全部あそこの堆肥センターに行っているわけじゃないんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 全量、堆肥センターで堆肥にしているわけではございません。余剰分につきましては、一時保管をして、いわゆる切り返し、切り返しをして発酵させて、年2回ほどそれを利用させていただいているという状況もございます。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 そうすると、大規模の放牧地と、それから採草地ありますけど、それは、採草地は採草地だけになっていますか、それとも放牧地と採草地が順番に回っていますか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 堆肥をまいているのは採草地のみでございます。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 採草地のみで、放牧地は採草地と放牧地と、堆肥だけでなく、放牧する場所は、採草地と放牧地の交互に放牧をしているのかということ。採草地は採草地だけで、放牧地は放牧、そういう使い方していますか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今、委員おっしゃったような使い方で、採草地は採草地、放牧地は放牧という利用の仕方をさせていただいております。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 その採草地の中で、放牧地にすることのできる場所というのはないんですか。また、放牧しているところで、採草地に回すことができる場所はないですか。

（「議事進行」の声あり）

●大野委員 場長に答えてもらったら。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
町営牧場場長。

●町営牧場場長（山崎場長） ただいまのご質問でございますが、採草地と放牧地、それぞれ堆肥を分かれて散布してございます。採草地につきましては、放牧地に利用できないかということでございますが、現在、採草地が300ヘクタールほどございまして、冬季舎飼の飼料等、草等の確保をするためには、それだけの採草地が必要でございます。利用する気になれば利用できるわけでございますが、そういった飼料確保、草の確保といった面から見ますと、放牧しないほうがよろしいのではないかと、そのように思っております。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 何でこの話をするかといいますと、うちは放牧していますので言うんですけど、本来、放牧地と採草地を何年かおきに交互にやることによって草がすごくよくなるとい

うふうになっているんですよ。それで、さつき草の状態を聞いたんですけども、若牛ですよね、大規模は。ですから、若牛にとってどんな草が必要なのかということを考えてもらいたいと思うんですよ。

それで、今、何で交互にしてほしいと言ったのは、牛、今トラクターで走るとがたがたになってひどいという話もあるんですけど、きちっと放牧して、それを何年かやって、また採草地に、起こすのではなくて、牛をそこに放牧して、そして終わったところにまた採草地というふうにして変えていくことによって、そこの植草というか、自然にクローバーが出てきたり、それからチモシーとかが交互に、イネ科とかそういうのが交互に出てきて、自然の力で畑ができていくというのも事実なんです。それで、更新するといったらすごくお金がかかるので、いい草地をつくりたい場合に、そういうふうにしていく方法も一つあるんです。

今、パドックを広げるというふうになっていった場合に、どうしても農家負担がふえてくると思うんです。特に、この農家負担を夏の放牧のところにかぶせるとなったら、夏の放牧をしているだけの人からは物すごい反発が出ると思うんですよ。それで、それは冬季に預けている人がある程度負担をしなければならなくなってくる可能性も出てきますよね。その部分を抑えていくには、なるべく大規模でかかる経費を下げるということになれば、そういうやり方もできるんじゃないかなと思って質問したんです。

収量とかもありますけども、収量はそれほど変わりはないです。ですから、それも考えて、ちょっとやってほしいと思うんですけど、どうでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町営牧場場長。

●町営牧場場長（山崎場長） ただいまのご質問でございますが、放牧、採草という牛の循環の利用につきましては、質問者がおっしゃるとおり、そのとおりであろうと私も思っております。

ただ、放牧地につきましては、3団地に分かれてございまして、採草地とちょっと距離的にも遠いということもございまして、その辺、今後ちょっと検討してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 若牛の場合に、草を食い込む牛をつくりたいんですよ、お腹に。その草を食い込むためには、若牛に食べさせる草というのは、はっきり言ってイガイガぐらい、かたいぐらい草のほうがしっかりでき上がってきてます。どうしても配合飼料とか、そういうものを食べさせる牛になるような方法がとられてくるんですけど、きちっと第1胃をつくっていかないと配合飼料も食べられなくなるし、牛自体の乳も出なくなりますので、基礎をつくる場所なので、大規模のほうでもそういうのをいろいろ研究してほしいなと思います。

以上です。

●委員長（音喜多委員） 町営牧場場長。

●町営牧場場長（山崎課長） 草づくりというか、土づくり、これが基本でございます。農家さんから預かっている牛でございます。将来的には子牛を産み、乳を搾るわけでございます。私どももそういった観点から、十二分に承知してございます。今後もそのように検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（「いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 15番、いいですか。ほかございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。7目農業施設費。8目農業水道費。9目堆肥センター費。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 2項林業費、1目林業総務費。
10番。

●谷口委員 一番最後の野生鳥獣被害対策協議会、有害鳥獣駆除奨励というところで質問したいんですが、野生鳥獣被害対策協議会の負担金なんですが、前年より2万2,000円ほどふえています。それで、ずっと懸案、大きな問題なんですが、これについて、今年度というか、苦情状況は、ここ数年と比較してどういうぐあいになっているんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） エゾシカの有害駆除の関係のご質問でございます。平成22年度につきましては、北海道から補正予算が出まして、この野生鳥獣対策協議会のほうに、当初の目標数の2割を増頭して駆除をする予算がつきましたので、その関係で今回はふえてございます。

別寒、太田、尾幌の山間部のほうの有害駆除の関係ですけれども、これについては550頭です。それから、北海道のほうで補助を受けて駆除した分が、先月まで行われましたけれども、これが223頭。それから、湖南地区の市街地で駆除した頭数は156頭です。合わせて929頭、今年度駆除したという内容であります。ちなみに平成21年度は647頭を駆除しているという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 現在、厚岸町内と申しますか、シカは飛んで歩きますから、町内、町外という区分はないと思うんですよね。それで、相当広い範囲を動くのかなというふうに思いますが、おおよそ町内というか、町内を行ったり来たりも含めて、町内にはどのぐらいいると推定されているんですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） シカ、何せ野生動物なので、出入りが非常にあるというふうに思います。そういった生態調査はしたことはございませんし、頭数の確認も、データ、そういったこともやったことはございませんけども、この厚岸で駆除している頭数、山間部、それから町の中を含めると、おおよその数字、本当のつかみですけども、2,000頭以上はいるのかなというふうには感じています。

以上です。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今、2,000頭いて、929頭駆除すれば1,000頭減ったと、もう1,000頭の始まりのほうになるのではないかと。その割には、朝夕見ていると、シカに随分お目にかかることができるんですけど、北海道で今、何頭いるやつを何頭にしようとか、そういうことになって、北海道全体でどのぐらいにしようということでは進めていますよね、そういうことはね。そうすると、そのうち道東地域にはどのぐらい、あるいは日高のほうにはどのぐらいというようなことになって、その総数が北海道で今現在このぐらいいるのではないかと、そのうちの何割を駆除して、何十万頭だかにしようというような計画になっているのではないのかなというふうに思うんですよね。

それで、結果的には、産業に被害を与える地域はどうしなければならないか、あるいは市街地等においてきて、いろいろな被害を与える場合にはどうしなければならないかということで、今それぞれやられてきている、あるいは交通機関に対する被害防止をどうするかということやってきていると思うんですよね、シカの問題でいえば。

それで、やはりこれは、厚岸町だけがいくら頑張っても一定数にしていくことはできる問題ではないというふうに思うんですよ。それで、シカがこんなにふえたというのは、私、尾幌の山奥で育ったんですけど、子供のころはシカを1頭も見なかったことないんですよ。それが、最近になってからシカを見ることが当たり前ようになって、北海道はシカ牧場みたいに今なっているんですけど、その辺は、いろいろ言われていると思うんですけど、結果的に農家の被害は非常に甚大でありますし、それから、交通事故等にも大きな影響を与えているし、あるいは市街地を走り回ることによって、思わぬ事故が発生するという事も考えられますし、中川委員さんが盛んに言っていますが、干場にそういうふん害みたいのも起きるといって、駆除するのと、入っていただかないといつものと、その両方をきちんとやっていかなければならないのではないのかなというふうに思うんですよね。

駆除は、それなりの効果があると思いますけれど、さっき課長がおっしゃったように、

シカは自由にどこでも歩きますから、多少頭数が減っても被害が減ること、目に見えて実感できるまでは、相当頭数を減らさない限り、そこまではいかないのではないのかなというふうに思うんですよ。

それで、駆除作業は当然やっていただきたいというふうに思いますけれど、入ってこない防護柵みたいのをいっぱいつくるというのと、相当高額なものから、あるいは簡易でやった場合にはどのぐらいでできるのか、その辺も十分検討されて、その内容を示して、どっちならどのぐらいできるということも、効果があるのであれば、例えば、今、国道縁にかなり缶でさくをつくっていますよね。ああいうのが、景観がどうのといわれた方もいらっしゃるんですけど、やはり交通事故だとか、そういうものを防いでいくということになれば、必要なところにはやっぱりやることも大事ではないのかなというふうに私は思うんですよね。それで、さらにいいものがあれば、それは改善すべきだというふうに思うんですけど、差し当たって、こういう安価な方法でもそういう対策をとれるということは、それなりに進めても私はいいのではないのかなというふうに思うんですけれども、そういうことは、厚岸町だけではなかなかできませんよね。ですから、これは北海道、あるいは釧路管内挙げて、きょうも何か定住自立権構想で、今度は標茶だとかも入ったと。そういう管内挙げての取り組みみたいのをやはりきちっとやっていくということも大事ではないのかなというふうに考えますけれども、そのあたりの今後の見通しだとか、今後どう進めていこうとしているか、お伺いをしたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） ただいまのご質問であります。委員ご指摘のとおり、現在、もう既に全道で64万頭のエゾシカが生息をしているというふうに予想されてございます。駆除している頭数については、10万頭以上毎年駆除しなければ、この頭数というのはどんどんどんどんふえていく一方だというふうに言われております。

反面、エゾシカの最も有効な駆除方法といえますか、ハンターさんが全道的に減ってきているという状況もございます。高齢化になって、減ってきてもいるということで、ハンター養成のほうの関係については、北海道のほうでも昨年からいろいろ手を打ってきているという状況にございます。したがって、私どももハンター養成のほうにも今後目を向けていかなければならないというふうに感じてございます。

それから、町内の生息のほうの関係ですけれども、実は、昨年3月に13番議員さんのほうから生態調査を行ったかどうかというご提言もいただきました。それで、私ども、北海道あるいは釧路総合振興局等を通じまして、道と協議をしまして、その結果、要望してきたんですけれども、残念ながら湖南地区においては、農地がないということと、それから、施行している私有林もないということで、農林業被害がないというふうに判断をされまして、その調査については該当にならなかったということでございます。

それで、湖南地区のほうは道有林が多いものですから、道のほうで対策を講じるとすると、北海道が主体になってやりますというご返事でした。

それで、調査を期待していたんですけれども、今年の2月になりまして、北海道のほう

で、浜中町と厚岸町の境界のほうの、一部、厚岸港から浜中町に向けての地域なんですけども、そこで、森林施業と、それからエゾシカの狩猟を組み合わせた試験的な、試行的な取り組みということが現在、今、行われている最中でございます。林道に除雪とか、そういったことでハンターさんを入れやすくすると。それから、もちろん施業していますので、施行している時間は除くんですけども、そういったカメラを設置して、牧草とかいろいろな、シカをおびき寄せるえさを置いて、2カ月あるいは3カ月間の間なんですけども、施業と駆除と、それから調査を兼ねた事業を今、実施中ということでございます。

厚岸町については、相当、特に湖南地区については、御供山とか、それから湯殿山とか、子野日公園のほうの山もそうなんですけど、そういった山が幾つもあるような状況です。そういったところにエゾシカが巣をつくったり何なりして、非常に入り込みやすいというか、シカが町に出てきやすい、そして戻りやすいような、そういった環境がある町ではないかというふうに思います。

それは、道有林のほうから、実際に床潭のほうからシカが頻繁に来ているという姿も目撃されておりますので、そういった面から、そういった今回の調査によって、駆除も兼ねていますので、ある一定の効果が期待される、こちらのほうとしては、そういった期待をしているということでございます。

それから、北海道で、エゾシカの取り組みというのは、委員おっしゃるとおり、一町村ではとてもできる状況ではございません。そのため、北海道のほうに総合的な対策ということを、こちらかも要請は随でやっているところでございます。

それから、柵の関係ですけども、先ほど、新聞では栗山町とか、そういったところが新たに柵の事業をやっていると、それも相当なお金をかけてやると。それから、この辺では、一番身近なところでは、ウトロで、もう市内には全部がさくが施されて、エゾシカが入ってこないようにしているということでもありますけども、厚岸町の場合は、委員ご存じのとおり、先ほど申し上げたとおり、丘とか山が点在しておりますので、そういったことで、かなり道路用地、もちろん、シカ柵をするということになると、そういった用地のほうのこともございますので、非常にたくさんの、相当多額のお金がかかるということだけは確かかなというふうなことでございます。

今後の見通しというのは、先ほど言いましたとおり、北海道の総合的な対策を待つしかないというような状況でございます。厚岸町としましても、厚岸としては、今後、北海道の状況を見てからでございますけども、当面、本当にうちのほうとしては、猟友会さんをお願いをして、本当に地道なんですけども、一番確実な方法が、厚岸町としては、今のところ、そういった有害駆除と、それから湖南地区の駆除ということで、それが最善の方法というふうに感じてございますので、これをねばり強く今後も続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 わかりました。それで、狩猟される方の問題も今いろいろ指摘されています

よね。なかなか年齢的にも高齢化しているだとか、狩猟免許が非常に厳しいということ、免許取得される人もなかなか、すぐふやすというようなことはできないんだというようなことが言われていますけれど、厚岸町では、現在、これはどういうぐあいなのでしょう。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 釧路管内では、今現在、登録されている方が227人です。それで、厚岸町については16名の方が登録をされております。これらについては、全員、厚岸の猟友会に加盟をされているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 この16名は、全員、今も狩猟に携わっているのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 全員、現在も現役で携わってございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、今後、免許取得しようと、あるいは、今16名とおっしゃっていますが、けれども、ここ近年、ふえて16名になっているのか、減って16名になったのか、その辺はどうなのでしょう。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） ここ数年、人数的には変わらない人数でずっと推移をしているという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、今後、厚岸町内で狩猟を目指そうというようなことで、ハンターの育成だとか、町としても6万5,000円、猟友会厚岸支部に毎年補助金を出しているわけですが、けれども、猟友会の方々もきっと仲間をふやしていこうということはやられているのではないのかなというふうに思いますけれど、そのあたりは、今後どういうふうになっていくのか、ふえそうな見込みがあるのか、逆に減ってしまう可能性があるのか、厚岸町内を見ると、どういうふうになるのか。

それで、美幌でしたか、どこかでは、狩猟免許を取るための対策も打ち出してきているように聞いているんですけれども、そういうことが厚岸町では今後、行っていこうと

するのかなのか、その辺ではどうなのでしょう。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 先ほど16名というふうに申しあげましたけども、今の状態ですと、今後どんどん高齢化にもなっまってまいりますから、ふえる見込みは、現在のところはないうふうに見ています。

ただ、私どもは安定的に、そういったボランティアでやっていただく方、そういったハンターさんというのは絶対必要だというふうに思っておりますので、しからばどうするかということでもありますけども、当面、今考えているのは、北海道のほうで免許の取得を推奨するのに、去年から講習会を開いています。対象者は、当面、農業者の方で、なぜ農業者かといいますと、広い土地を持っていらっしゃるということで、そういった農業者の方を中心に講習会を開いて、シカの免許の取得を目指そうと、何とかハンターさんをふやしたいということで、そういった講習会も去年あたりから始まっていますので、厚岸町としましては、そういった講習会をぜひやってみたいということで、釧路総合振興局のほうにも相談をしております。結果については、講師を派遣してもいいというふうなことでございますので、厚岸町としましては、当面、農業者を対象に声をかけますけども、状況によっては一般の方も参加していただいて、そういった講習を受けて、免許の取り方とか、この免許をどうやってとったら、その方法はということで、余り知られていないのが状況だと思いますので、そういったイロハから勉強して、何とかハンターをふやしたいというふうなことで私どもとしては考えてございます。

それから、美幌の関係であります。免許の取得試験に、実は、手数料ほかで1万5,000円かかります。それから、狩猟者登録として、免許で合格した場合に、手数料と狩猟税で1万8,000円ほどかかるんですね。それは、免許の種類にもよるんですけども、今度、猟銃を所持する場合、所持の許可に6万円程度かかるということで、これは、黙っていても10万円程度が必要だということで、これらについて、美幌で補助をするという、これは、たしか2分の1を美幌で補助するというところでございます。

しからば、厚岸町はということでもありますけども、エゾシカ対策には絶対ハンターさんというのは必要なことというふうに思いますので、釧路管内の状況等を勘案しながら、今後、おっしゃっていた内容について研究をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 厚岸のハンター、16名の年齢層、5歳刻みぐらいでわかりますか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前11時06分休憩

- 委員長（音喜多委員） 再開します。

環境政策課長。

- 環境政策課長（大崎課長） 30代が1名、それから40代が3名、50代4名、60代が7名、それから70代が1名、以上、16名でございます。

- 委員長（音喜多委員） 10番。

- 谷口委員 こう見ると60代が圧倒的に多いですね。60代前半であれば、まだまだきつと頑張れるのかなというふうに思うんですけど、この間たまたまハンターの方と会ったら、私より二つ三つ上ですから、そうすると町長ぐらいの方がまだ山の中を駆けめぐっているんですね。それで、「今年どのぐらいとりました」と聞いたら、「10頭だ」と。とるのも大変になってきているという話をされているんですね。

そうすると、60代、70代が半数以上というような状況になってくれば、これは、もう厚岸では、悠長にやっているような状況ではないし、早急な対策が必要になってくるということを考えれば、やはり猟友会の人たちがどんな要望を持っているのか、美幌がやっているような制度をつくっていくのがいいのかどうかは、猟友会の方がどういうふうに考えておられるのかわかりませんが、そういう人たちの要望を十分聞いた上で、新たなハンターの育成を厚岸町として進めていくべきではないのかなと考えますけれども、そのあたりではどうなんでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（大崎課長） 猟友会の関係でありますけども、町と、それから猟友会の方とは、厚岸は、代表者の方なんですけども、頻繁にやりとりをして、いろいろ打ち合わせを行っているわけでありまして、私としましても、少しでも猟友会の方々が、そういった活動がしやすいような体制に少しずつ構築していかねばならないというふうに考えてございます。いろいろなことで町に対しての要望等が今後さらにはないか、猟友会を通じまして、いろいろと今後とも協議をさせていただきたいと。何とかいい関係をこれからも築いていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

- 委員長（音喜多委員） 10番。

- 谷口委員 要望事項みたいなのは、どういう要望事項があるんですか。

- 委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） やはり諸経費といえますか、町で有害駆除をしていますので、有害駆除をお願いしている関係で、やはりガソリン代、それから弾代とか、そういった経費がかかるということで、これらについては、要望を聞いて、毎年、協議会の予算の範囲内で、財政当局にもお願いをして、少しずつ待遇改善をしていただいているという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、自分たちの仲間をふやそうとか、ふやすためにこういうことをしていただきたいというような要望はないということですか。弾とガソリン代だけ出してくれという要望しかないということなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 気持ちの中では、恐らく仲間といえますか、そういった人数がだんだん目減りしていく中では、ふやしてほしいという気持ちは恐らく持っていると思います。そういった中で、私どもとしましても、ハンターさんの養成等に今後、力を入れて、何とかハンターさんをふやして、猟友会の方の会員増も当然図っていかねなければならないというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 結果的には、まだやっぱり厚岸町としても有害駆除を、今、白糠で大々的にやったけども、初日は1頭もとれなかったというようなことも報道、そういうときだけはテレビで大報道しますけれど、けれど、地道にやっている人たちが、なかなか光が当たらない中でもそうやって頑張っているんですけど、駆除をするにしても、今も60代が7人、70代入れると8人、16人中半分はもう60代以上ということですよ。そして、30代は1人と、40代は3人しかいないということになれば、これはもう確実に、あと何年かすれば免許を持っている人は10人を切るような状態になってしまう、ある意味、危険水域に入っているんでないのかなというふうに思うんですよ。

そうすれば、どうやればハンターをふやすことができるのか、この間も議論の中に、狩猟期間に大いに来てもらおうことを考えたらいいのではないのかというようなことも議論してましたよね、西興部でしたか、何かそういうのをやっていますよね。ですから、そういう方法もあるかもしれないけれども、厚岸町の必要とするものと、きちっとマッチしていかなきゃならないわけでしょう。そのあたりをするには、やはり地元のハンターがきちんと確保されているということが非常に大事ではないのかなというふうに思うんですよ。

そうであれば、そのための対策を、地道なことになると思うんですよ。ですけど、やはり厚岸町が本腰を入れて進めるということが大事ではないのかなというふうに思うんですけど、町長、これについてはどうなんでしょうか、そのあたり、非常に難しい

問題がありますけれども、町を挙げて狩猟者、ハンターを養成するというところに、新たな制度というか、そういうものをつくりながら養成をしていくという取り組みを進めていく考えはできないものかどうか、お伺いをいたします。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

シカの駆除の問題については、厚岸町だけの問題でなく、特に、全道的な大きな課題になっております。そういう中で、厚岸町としての自衛、駆除のあり方はどうあるべきか、そのためにハンターをふやさなければならない。これは当然のことで、これは、各自治体、大きな悩みなんです。ハンターの減少、それから、高齢化という問題については大きな課題になっているわけでありまして、北海道もそういうことで、いろいろな施策として、ハンターをふやさなければならないということで、先ほど原課からお話があったとおりであります。

しからは、厚岸町として、それに対するいろいろな考え方がないのかということですが、やはりこのようにシカがふえておりますので、現在、16人おりますが、しかし、これまた、ご指摘がありましたとおり、高齢化しつつあるという現況の中で、ハンターをふやしていかなければならないと、特に、若い方々のハンターをふやしていかなければならないということは当然と思っておりますので、どういう施策があるのか、例えばハンターになる人に対する補助金等の問題もあるでありましようけれども、しかしながら、今ここで直ちに、わかりましたと、やりますというわけにはいきませんが、研究をさせていただきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。当然、これはハンターの方々ともよく相談しながら対応しなければならない課題だろうと、そのように思います。

（「よろしいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか。

7番。

●安達委員 このシカの問題については、大きな社会問題で、駆除も当然しなければならないし、それに伴ってハンターも当然ふやさなければならないと思うんですけども、私は、住民の生活面での安全性からちょっと質問したいんですけども、昨年秋に集落の近くで鉄砲の音のごく近くでするものですから、環境課にお願いして、上尾幌の場合、ご存じのとおり、一步跨いだら国有林ですから、そういうことで営林署にもお願いした中、ある程度の集落の近くの林道には看板なり、また、施錠なりしていただいたんです。

その辺で、少し音がなくなったのかなと思っていたんですけども、先月ですか、我が家で犬1頭を外で飼っているんですけども、それを朝、毎日、散歩させるのに放すんです。家の周りを10回くらい回ったらハウスに入るんですけども、たまたま先月、家の周りからぼっと犬が行っちゃったんです、山のほうへ入っていったんですよ。間もなく

足をくわえてきたんですよ。見たら、これは解体したものだなと、私はそのように見たんですけども、あんな近くでシカを撃っているんですね。こういう面で、やはり猟友会に、もちろんハンターに、その辺の安全性といいますか、これをきちっとしてもらわないと大変な。

今、議論を聞いていまして、年々高齢化してしまっていると。年いくと山の中を歩くのは大変なことだと思うんですね。困難さも伴ってくるんですけども、やっぱり道路の近くで撃ってしまったら、楽なのところでシカを撃ってしまうということになれば大変なことなんですよ。

確かに、駆除も、駆除駆除という面で、余りにもそういう面でいきますと、人間の安全性ということもないがしろになる可能性もあるわけですね。こういう面で猟友会なり、それから、町内のハンターばかりじゃないんですね。どこから来るかわからないんです、今は。1回、「ハンターさん、どちらから来られたんですか」と、その方は中標津から来ておりましたけども、どこから来るかわからないですけど、全道のハンターの組織もあるだろうし、全国の組織もあるだろうと思うんですけども、そういう団体に、この辺は厳重に注意を促してもらいたいなと、そのように思うんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけども、上尾幌の場合は国有林であります。国有林の場合は入林許可をもらって、ハンターさんはそういった狩猟をできると。一般狩猟だと思います。

それで、必ず北海道のほうは、許可を出す場合については、必ず注意文書というものをハンターさんに必ず交付して、交付の際に注意文書を必ず見せて、そしてその文書を渡して、きちっと注意事項を遵守していただくというふうになってございます。

お尋ねの関係でありますけども、以前にも委員のほうからご指摘をいただいて、うちの担当と営林署のほうと一緒に同行してお話をして、改善をされたという経緯もございますので、今後もその都度連絡をいただければ、私どもとしては、国有林の担当のほうとそちらのほうに出向いて、そういったことがないようにということで対応したいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 7番。

●安達委員 あれですか、例えば鉄砲、弾を放つ規則というか、例えば集落から何キロ入らなきゃだめですよとか、何百メートル離れなければだめですよとか、そういう規則というのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 法律にはないんですけども、たまたま判例ではあります。判例では、200メートルは最低離れると。それと、家が10軒以上まとまってあるところに

については、200メートル離れて猟をしてくださいという判例はございます。

●委員長（音喜多委員） 7番。

●安達委員 当然、200メートル、今、鉄砲の弾はどのくらい飛ぶのかわからないですけども、200メートルにしても、住宅のほうへ向けて撃っていいわけではないと思うんですよね。その辺はどうなっているのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 当然、狩猟法あるいは鳥獣保護法等、ハンターさんには、そういった銃を取り扱うわけですから、その辺は十分注意をして、ハンターさんは狩猟をするということでもあります。

●委員長（音喜多委員） 7番。

●安達委員 ああいう、一步跨いだら山林ですから、そういう場所で狩猟はしやすいんだろうと思うんですけども、林道も近くは作業しても、ぐるっと回れば入ってこれるんですね、どこからでも入ってこれるんですよ、人家の近くまで。そういうことで、非常に、去年余りにも、私も仕事をしていて、近くで音がするので気持ち悪くて、環境課にお願いして、そういう措置をとってもらったんですけども、これは厳重に守っていただくように、守るというか、絶対これは、危険性が出るような狩猟はしないように徹底した指導をしてもらいたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 国有林に入る場合は、先ほど言いましたとおり、入林許可をもらっている方なので、ある程度特定ができますので、私どもとしましては、国有林に連絡をするなり、それから、北海道猟友会を通じて、地元の猟友会のほうに注意をしていただくと、そのような対応をとらせていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 7番。

●安達委員 例えば、これは危ないなというふうに感じた場合、そのとき、行政のほうに連絡すべきなのか、警察のほうに連絡すべきか、その辺ちょっと地域としてどういう対処をとったらよろしいんですかね。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 私ども環境政策課に連絡をいただいてもよろしいですし、直接、国有林の管理事務所のほうに連絡をされても構いませんけども、私どもとしては、地元のことなので、私どもにまず言うていただければというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほか。13番。

●室崎委員 今回の安達委員さんの話でちょっと、一つひっかかったんですが、こういうところでもって発砲してはならないというのが、人家200メートルという判例がありますという答弁しかなかったんですけども、これいろいろあるわけでしょう。人家200メートルというのは、たしかそれが、何とか法、ちょっと今、名前忘れたんだけど、それが犯罪になるかどうかというところでの判例で、そのところが争われて、どうなったかというときの話ですよ。

例えば道路上から発砲してはならない、車内から発砲してはならない、必ず車の外へ出て、それから、銃はケースの中に入れてあったものを出して、それから、今度は弾倉を詰めて、そして安全装置を外して、それから撃たなければならないと。ですから、旅館の中にいるときに、外へ出ようとして靴を履こうとしたら暴発して、隣の人を殺しちゃったという事件があったけど、あれはとんでもない話なんですよ。そんなことしちゃいけないんですから。安全装置まで外してあったんでしょう。そういうふうにいるいろいろあるはずなんです。そういうものはやっぱりちゃんと押さえておいてもらいたい。そして、今のような質問に対してはきちんとそういう答弁してもらいたい。

それから、向こう側が水平のところでは撃ってはいけないはずですよ。必ず向こう側に山があって、遮へい物がないと撃ってはならないというようなものもあるはずですよ。それで、人家200メートルというのは、最もその中でも危険な状態の話のはずで、それが取締規則によっているのか、法律によっているのか、ちょっと私もわかりませんが、銃の取り扱いに関してはいろいろな規則や、そういうものがあって、そういうものが全部守られなければならないというふうになっているはずですよ。そういうことをやはりきちんと押さえておいてもらいたい。

その上で申し上げますが、シカがこうやって多いものですから、ハンターをふやして何とかしようというのは新聞でもみんな書いています。それで、そのためにいろいろというのがあったんですが、まず、ちょっとお聞きするんですが、ハンター16人というのは、この免許の内容は、ライフルに関して言っているんですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） ライフルだけではなくて、散弾銃も含めての数字でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 今、講習をやって、免許を取りやすくしてというような話がありました。例えば何かが出てきたときの何とか免許というのを、町が、なるべく取ってもらいたいから、進学塾のような、講習会のようなことをやりましょうというふうに聞こえたんですが、そういうことですね。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 免許を取得するためには、いろいろな試験もありますし、手順もございます。私が申し上げたのは、そういった他に、わなであれば、こういう免許が必要だよ、けども、お店で買うことはできるけども、使うためには、そういった免許が必要ですよ、そういったことが一般の方はまだわかっていない、周知されていないというふうに判断をしていますので、その一つのハンターのきっかけづくりになればということで、講習会を開催したいという内容です。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 今、シカの駆除の話をしているんですよね。それで、散弾銃でシカの駆除というのはどうなのでしょう、有効ですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） やっぱり銃的にはライフルが最も効果的だというふうに思っています。ライフルを持てるのは、免許を取得してから10年かかると。免許をまずもらった段階では散弾銃しか撃てないというふうに認識をしております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 まず16人、厚岸にハンターがいますと言うけども、現実にシカを駆除するためにやっていただける方は、ライフルの免許を持っていないと、まずほとんどだめですよ。シカを殺すだけの殺傷力が散弾銃にないとは言えません。ただし、一発弾で、大体実用射程距離でもって30メートルか、せいぜい50メートルでしょう。だから、ほとんど散弾銃の一発弾でもってシカをしとめたという話は聞いたことがないですよ。そういう人を含めて16人なんですね。

それから、今度、講習会やそういうものをして、受けてみようかなという気になりますよね。そうすると、それでいろいろ勉強なさって、どういう勉強をするのか私は知らんが、それで試験を受けたら受かったと。鉄砲を持てるようになったといっても、それは散弾銃なんですね。それから10年間、しかも、1年間に一発も弾を撃たなかったら

銃は取り上げられますよね、免許失効しますよ。そういう状態で10年間やって初めてライフルに届くんですよ。そういうことをやはりちゃんと説明しなければ、厚岸町としては、猟友会の方たちも高齢化してきているので、早く免許を取る人が出てほしいんで講習会やります。あるいはPRやります。それで、何とかふやしていこうと思いますという話だけを聞くと、来年にでも、ことしにでも、そういうシカの駆除のできる人が、いわゆる能力のある人が出てくるんじゃないかと、私ども素人は期待するんですよ。

けども、今の話を聞いていると、とてもとても、今の制度が変わらない限り、これはほど遠い話ですよ。猟友会から、いわゆる仲間をふやそうと、協力してくれという要請がでないのは、そういうことをちゃんとわかっている人たちだからじゃないんですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 委員おっしゃるとおり、ライフルにたどり着けるまでは10年経過しなければならないということでございます。先ほど谷口委員の答弁については、そのことが抜けていたわけでありまして、委員おっしゃるとおり、非常に免許の、ライフルを持てるまでは相当年数、10年を経過しなければならないということは、委員おっしゃるとおりであります。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それで、いろいろなことが今考えられています。ちょっと参考に一つお聞きするんですが、囲い込みわななどでもいうんですか、使って、今、釧路市ですが、もとの阿寒町の山林を多く抱えている団体が、えさをまいておびき寄せて、さくの中に入れてしまうというような形のわならしいんですが、随分いい成果を上げているというような報道なんですけども、それは、厚岸の担当者から見て、参考になるようなものですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 確かに報道は、非常に効果があるというような報道がされてございます。一部には、そういった囲い込みについては、シカも学習するというところで、相当うまくやらないと仕掛けに入らないというふうな話も聞いてございます。

それと、個体数の軽減につながるのかというふうなご意見もございます。というのは、養鹿といたしまして、これについては、完全養鹿と一時養鹿というのがございまして、報道されているのは、完全養鹿だということです。というのは、やはり口に合うおいしいシカ肉を提供するためには、まず、雄と雌を分けると。シカは、産卵した場合、肉質が相当落ちて、好まれないということで、シカはすぐ捌かなければ味的にも落ちるということで、完全養鹿とって、何か月もシカを養って、肉質を完全に人間の好みに変えて、それで市場に出荷するというところで、頭数の軽減には余りつながらないというお話があります。

それと、一時養鹿については、短い期間で肉質を整えて出荷するという事で、一時養鹿の場合は個体頭数の軽減には非常に効果があるというふうには聞いてございます。

囲い込みについては、私どもは、国の国有林、あるいは道有林で今、試験的にやられているということでもありますので、効果のほどについては、詳しい状況は掌握しておりませんが、その囲い込みで得たシカについての行き先が、完全養鹿であるのか、それから一時養鹿であるのか、そういったことで、非常にシカの個体頭数の大きな変化というのがあるというふうに認識はしてございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 結局、ハンターにお願いします、どんどん撃ってくださいと言っても、ハンターの方はシカを撃たなきゃならない義務はないんですよね。私は競技用の的を撃つだけで、生き物を撃ちたくはありませんと言われると、それまでですよ。あるいは、私はイノシシ撃ちが好きで、内地にイノシシを撃つんで、道内で、ましてや地元でシカを撃つ気はありませんと言うと、それまでですよ。だから、いわゆるボランティア、ご本人の意思に任せたものに頼っていて、できるのかという問題も当然ありますよね。

それから、さくの話もさっきちょっと出ていましたけども、ほかの官庁がやっていることだから言いたくはないけども、国道脇に単缶でもってやっているのは、すいすいシカがくぐっていますよ。私も現場見えていますよ。金かけたけど何の意味もないですね、あれはね。

それで、今度、糸魚沢川のほうでは金網がずっと入っていますね。あれは、今度は、小さな動物が移動するのを全部遮断されてしまうので、生態系に影響が出るというような声も一部にはあるようです。それで、シカが通れて、ほかのものが通れないようなものをつくればいいんですけども、そういう検証は、そういうことをやった官庁がちゃんとやっているのかどうか、そういうこともやはり調べてみてください。

それで、非常に効果があって、そしていいものであれば、やっぱり取り入れなきゃならない、全町全部をなんて、万里の長城をつくれとは言いませんが、必要かもしれません。そういうことも全部調査してほしいです。

それから、今のハンターの話にしてもそうですが、免許取ったからといってすぐできるものじゃないと、シカの駆除に関してはどのような問題点もやはりはっきりさせて、なおかつということと言わないと、一部の話だけが途切れ途切れに流れますと、町民の方に過度の期待を持たせることにもなりかねません。

それで、こういう問題には、こういう難しい面がある。こういうことも考えているんですけども、こういうことではなかなか難しいというような全体を、やはり町民にわかるようにきちんと広報してもらいたいんです。いかがでしょうか。

それと、今出ていたような安全性の問題もありますよね。そういうものを全部合わせたシカの駆除というものは必要なだけどもということもきちんと、一つには、町が一生懸命努力しているんだということを町民にもわかってもらうこと。それから、なかなか簡単にはいかないんだということもわかってもらうこと。それがやっぱり町としても発信をする必要があると思うんですけど、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 今いろいろご提言をいただいた関係につきましては、我々環境政策課としても、今おっしゃられた内容について十分協議をしながら、どのようなことができるか含めまして、検討をさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

（「結構です」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（なし）

●委員長（音喜多委員） 進みます。2目林業振興費。3目造林事業費。3目でですか、2目でですか。2目。9番。

●菊池委員 特用林産振興費でお伺いします。

●委員長（音喜多委員） 目、違うんですね。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） それでは、3目造林事業費。4目林業施設費。5目特用林産振興費。9番。

●菊池委員 特用林産振興費でお伺いします。最近の上尾幌における食用キノコの生産状況について、最近の推移を口頭でもよいのでお聞かせください。例えば生シイタケ、何年度何キログラム、個数にして何個。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成21年度の生産量でございますけども、厚岸町の実産量は18万9,063キログラム、189トンでございます。全道の実産量につきましては639万5,000キロほどでございます。全道の実産額につきましては47億7,733万8,000円というデータでございます。いわゆるシイタケ農家さんの実産額というのは、全道の実産量、実産額によって単価計算をしますと、キロ750円前後ということでございますので、先ほどの厚岸町の実産量189トンでの試算

をしますと、1億4,100万円ほどのキノコ生産農家の生産額ということでございます。

- 委員長（音喜多委員） 9番。
- 菊池委員 個数にしてどのくらいになりますか。
- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（高谷課長） 単純に1億4,120万円を17戸で割り返しますと、1戸当たり830万円ほどの製作額ということになります。
- 委員長（音喜多委員） 生産個数ですと。
産業振興課長。
- 産業振興課長（高谷課長） 生産者の戸数でしょうか、それとも菌床をつくるほうの。
- 菊池委員 上尾幌の生産キノコの個数です。当初、一番先に始まったころ50万個だったんですけど。
- 産業振興課長（高谷課長） 菌床の個数ということですね。（「そうです」の声あり）ちょっとお待ちください。
平成22年度の予想でございますけども、66万4,000球ほどでございます。（「わかりました。4,000球ね」の声あり）
- 委員長（音喜多委員） 9番。
- 菊池委員 売上高は1億4,700万円ぐらいと言っていましたけど。
- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（高谷課長） 先ほどの売上高は、シイタケを生産している人方の全体、厚岸町でのシイタケ生産者の売上高推計は1億4,000万円ということで申し上げさせていただきました。菌床センターでの、いわゆる生産額ですね、今お聞きしたいということだと思うんですが、66万4,000球ほど生産して、その売上高は8,577万7,167円ほどでございます。これは22年度の予想でございます。
- 委員長（音喜多委員） 9番。
- 菊池委員 合わせて2億二、三千万円になるということですね、違いますか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 菌床センターでの、いわゆる菌床の製造と、それから、それは菌床センターの売り上げでございます。それと、先ほど一番先にご質問いただいた生産者、いわゆるシイタケ生産者の生産額とはまた別にお考えいただければありがたいと思いますが。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 生産者の生産額と菌床センターでの生産額と合わせて何ぼになるということですよ。そういうふうにはならないですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） そういった意味では、先ほどの8,577万円と、それから、生産者の1億4,000万円を足すと2億2,500万円ということになります。（「僕が言ったのでいいんですね」の声あり）はい。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 それはすべて菌床生産ですね、楢木生産はないんですね。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） そうでございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 当初、生産開始時との比較で、今回までの推移として、伸びている、停滞ぎみ、縮小している、このような状況についてはどういう見解を示しますか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 菌床自体が、短期栽培型という、そういった菌床に変わってきています。今、主流が、そういう短期の栽培型になっておりますので、当初、開設した袋方式というんですか、そういった長期培養型ではなくて、今、短期に変わってきていますので、生産数も、それから、生産者の菌床の、いわゆる出荷のサイクルも早まっておりますので、そういった意味では伸びているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 わかりました。それで、近年、外国からの輸入品、あるいは国内生産地、道内、例えば愛別だとか三笠だとか、前に視察して見てきたんですけど、これらの生産比、影響はどのような状態になっていますか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ご答弁させていただきます。

輸入物につきましては、当初、中国産だとか、いろいろなそういった地域からの輸入がございましたけども、食の安全・安心という観点から、国内産、いわゆる生シイタケにつきましては、国内産が今、伸びております。

先ほど全道ベースと、厚岸町のシイタケ農家さんの生産額を申し上げましたけども、北海道の生産は、全国で今、第2位でございます。それから、北海道の中で厚岸町の位置は、第7位ということのデータが出ております。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 担当課では、今後の見通しについてどのように感じておりますか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今後の見通しにつきましても、いわゆる食の安全・安心という観点、それから、厚岸町のシイタケの需要が伸びていくものというふうを考えております。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 最後に、菌床センター、シイタケ住宅を利用する体制について懸念しているわけでございますけれども、これの利用についてはどのように見通しを立てていますか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上補佐） お答えいたします。

現在、10戸ありまして、そのうち6戸入っている状況でございます。

このキノコ住宅は、あくまでもキノコ栽培に従事するということを前提として建設しておりますが、現在は、町民に対して、住宅に入れる形で、広報あつけし、もしくはホームページ等で広く募集もいたしております。

●委員長（音喜多委員） 9番。いいですか。

（「いいです。わかりました」の声あり。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 この菌床なのですが、現在、これは予算で見ますと、入りと出で、黒字の予算になっています。それで、22年度の決算見込みはどんなふうになりますか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 大変時間をとらせて申しわけありません。910万円ほどのプラスということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、新年度予算は、見ますと502万9,000円ぐらいのプラスで見えていますよね。それで、先ほどの、22年度の補正だとかの話もされておりましたけれど、今、菌床栽培については、今こういう状況でありますし、それから、前年度は補正を組んで菌床を増産したわけですよ。そういう状況に今なってきたということを見ると、シイタケ生産が軌道に乗ってきているんだなというふうに思うんですけど、それで、各生産者の生産状況と、経営の状況が安定してきているというふうに見えていいのかなのか、その辺ではどうなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 菌床の生産、それから生産額につきましても伸びております。ただ、各シイタケ生産者のいわゆる生産が伸びている方もたくさんいます、その戸数の中にいますし、生産がそのままの方もおります。それから、全体では伸びているんですが、各シイタケの生産者によって、伸びている方、それから変わらない方、それぞれいらっしゃいますので、一概に全体の生産者が伸びているという状況ではないというふうに認識しております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 厚岸町で上尾幌の地域の特性を生かした産業をということで、シイタケ生産に力を入れて今までやってきておりますよね。それで、ある程度生産することによる経営の安定が図られていけば、伸びは遅くてもきちんと経営ができていればいいんですけど、以前には無理な投資というか、そういうことがきちんと裏づけられないままに経営に参加して、撤退ならいいですけど、いなくなってしまうと、公納金にも支障が出るというようなことがあったんですけど、現在、参加されている方々には、ある程度の見通しを持ちながらきちんとできるという状況になっているのかなのか、その辺

のところはどうなのでしょう。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今、委員おっしゃったような状況で、以前にもそういった、やめていかれる方も含めましておったわけでございますけども、いわゆる食の安全・安心という意味で、上尾幌のキノコが、手前みそで言わせていただければ、それぞれの農家さんも含めて、きちっとした販路を持ってございます。それから、厚岸の上尾幌のキノコというのは、そういった意味では、品質的にもいい位置を占めているというふうに聞いておりますので、そういった意味では、これからも安定した経営が遂行されるだというふうに期待していますし、思っております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、今、課長おっしゃったように、上尾幌ブランドというか、厚岸ブランドというのか、そういうことで、非常に消費者にとっても信頼される位置を占めるような状況に今はなっているというふうに我々は判断して間違いがないというふうに理解していいのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 私どももそのように認識しております。

（「よろしいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） この目で、ほかにございますか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 13時からにしたいと思います。いいでしょうか。

昼食のため休憩いたします。

午後 0 時02分休憩

午後 1 時00分再開

●委員長（音喜多委員） 委員会を再開します。

5目の特用林産振興費から進めてまいります。

14番。

●竹田委員 キノコのホームページでの募集をかけている部分について、昨年の3月も同じことを質問したんですが、ホームページを見て応募があったのかということについては、去年の3月に1件あったように思っています。ホームページの切りかえというのを、作成し直しして、もっとアクセスがふえるような対策を講じたらどうかということで要望しておきしたけども、去年からの、3月以降、ホームページの変えた部分というのは、どういった内容で変えていったのか説明してください。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 昨年、ご質問者がおっしゃられるように、キノコの着業募集ということでのホームページをどうやって変えた部分があるかというご質問でございますけども、まだ変えてはございません。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 去年聞いたときも、ホームページ作成については、同じものをずっと、現在も掲載中ということでした。そのときも、ホームページを見て、もっとキノコの生産に入ってこられるように努力に努めてほしいという要望をしておきました。何もしなかったというのは、約束と違うし、なぜしなかったのか、その説明をお願いします。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 結果的にホームページの変更というんですか、内容を充実するということではできませんでした。端的に言えば、できなかったことをおわびいたします。

言いわけではないんですけども、昨年そういったご質問も受けまして、我々キノコの菌床センターの着業者、新規生産者に団地が提供できるようにということで、その当ても申しあげましたけども、上尾幌の小中学校のグラウンドでの整備を考えていきました。結果的には、教育委員会と防衛施設局も含めまして、その敷地については利活用ができないという結果になりました。

さらには、ご質問者から、今ある団地で使っていない状況の、活用していないところもあるだろうということで、その辺もきちっと整理したほうがいいんでないかというご提言もいただきました。それにつきましても、あの後、昨年に役場内で、いわゆるその敷地を貸している担当課も含めまして、そのことで北電に出向きまして、実際的には敷地は借り受けしているんですけども、実態上は使っていない、いわゆるそのままになっているという状況につきまして、使わないのであれば、何とか町に土地を戻してほしいと、借り受けをやめて戻してほしいということでお願いをしました。それは5月段階、それから6月段階ということで、お約束をしていただいて、壊したいただくということで進めていただきました。

実際上は、また8月にも当事者の方に連絡して、当時あったビニールハウスは撤去し

たけれども、それを引き受ける方がまだとりに来ていないので、まだ片づけられないということで、撤去がまだできていないと。木造のハウスもあるために撤去ができないということで、それであれば9月末までどうですかと、いつごろ撤去できますかという確認をいたしました。そこで、9月末までには何とかやるからということでご返事いただきました。9月の末日になって確認しましたら、まだできていなかったという状況で、またさらにご本人にお会いしまして、9月末までということであったんですが、何とかどうでしょうかということで、また打ち合わせをして、10月末までには何とかするかというご返事をいただいて、結果的には、昨年12月も確認して、私のところと、それから土地を貸している担当課のほうにも連絡をいただくようにということで、撤去が終わったら連絡いただくようということで申し合わせしていましたが、昨年12月には、今の現状では、あともう少しなので、3月いっぱいまで待ってくれというご返事をいただいているわけでございます。

そういった事情がありまして、上尾幌のグラウンドの敷地が活用できない。それから、そういった活用していない敷地も整理ができないという状況で、いろいろと新しい敷地だとか、いろいろなことを考え合わせたくはありますが、まず、財政の問題もありまして、グラウンドを何とか利活用できないかと、それができればかなりの団地が形成できるだろうということ等々を考えて、それで、そういう結果をもって、ホームページなりをリニューアルして募集をかけられるだろうという見込みでございましたけれども、先ほどから話していますように、敷地が整備ができないというか、新しい敷地がすぐ用意できないという形の中で、ホームページがリニューアルができなかったという状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 グラウンドの利用方法ということで、上尾幌の学校の跡のグラウンド、その利活用については、教育委員会のほうからも聞いていました。

今の答弁で、グラウンドを何とか使用できるか、できないかということで1年間奮闘して、そればかりに時間がかかったんで、結局、ホームページのほうのリニューアル、要するに作成はできなかったんだという、そんなにグラウンドに没頭してやっていたのかという話になったちゃう思うんですけども、そういうことで、本当に新規参入をしてもらおうという意気込みというのは感じられないというふうに思うんですよ。昨年3月の質問のときに、既にグラウンドの部分というのは、話はあったと思うんですよ。それは、3月の時点では、グラウンドの活用をするか、しないかというのは、3月のときには担当者としては考えていたんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） その時点でも私は、質問者の質問に対しまして、そういう活用で今、いわゆる北海道電力も含めて、敷地に対して電気が供給できるかも含めて協議して、それから防衛施設局にも、教育委員会を通じて、10年建設から、上尾幌のグラ

ウンドの整備を防衛で整備したものですから、それについての利活用について申し入れしているというお話はさせていただきました。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 そのときに出ていましたよね。そのときにグラウンドの利活用の話とホームページの話と、それから新規参入者の話と、大きく3点に分けてお願いをしていたはずだと思うんです。ホームページを直したり、それからいろいろな施策を考えて、何とかキノコの生産者をふやすように、そして、空き家になっているキノコの住宅に少しでも入れるようにという話をしていたと思うんですよね。

グラウンドでグラウンドでやると言っていたし、ホームページはホームページで、また別な部分でやるというふうに約束をしていたと思うんです。そのときに、グラウンドの活用でごたごたするから、もしかしたらホームページができないという話はしていなかったじゃないですか、そうですね。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） リニューアルの仕方にもよりますけども、敷地が用意できることが前提かと思うんです。敷地が用意できて、初めて募集もできますし、そういった意味で、グラウンドの活用、それから使われていない、そういった敷地の整理を確認をしていましたと。そういったことでリニューアルができなかったということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 別に、今ある、掲載されているホームページが全くだめだということではないです。ただ、やっぱり年間通じて、昨年も1年間続いた中で、岩手県の久慈市のほうからも、ホームページを見て、どうかという問い合わせはあったというふうになっていましたんで、全くゼロではないんで、掲載が悪いとかということを行っているのではないんです。逆に、リニューアルしてつくったら余計アクセスがなくなっちゃったということも考えられますけども、ホームページについては、できなかったということは理解します。

昨年の3月から今年の2月現在、約1年間、このホームページを見て、またそのアクセス、何件くらいあったのか。それと、参入したいなというお話も含めて何件あったのか。ホームページを見たアクセス数、何件あったのかと。それから、新規参入したいなという、ホームページを見て、厚岸町に問い合わせがあったというのは何件ありましたか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

- 総務課長（佐藤課長） ホームページの関係のアクセスについてご答弁申し上げます。
総アクセス件数はカウントできますが、どの画面、いろいろな画面がありますけれども、どの画面に何件アクセスしたというカウントはできません。これは技術的にプロの方がサーバー機を解析して、IPアドレスというものがあるんですが、それをカウントすればわかりますが、そういうカウントで、その件について何件アクセスしたかということは表示されるようにはなってございません。
- 委員長（音喜多委員） 14番。
- 竹田委員 役場庁舎内で一つになっているからということですよ。わかりました。
グラウンドが最終的に利活用が最終的にできなかったという、できない理由、その部分をお聞かせ願いたい。
- 委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。
- 管理課長（須佐課長） お尋ねの上尾幌のグラウンド整備の関係での防衛省の見解であります。交付金を使って整備させていただいたグラウンドでありまして、それについての、今回の産業振興のほうで考えておりましたキノコ生産者の誘致に向けて利用していきたいということでの問い合わせをしましたところ、まず、産業活動に使用するというので、そこには収益性があるということでもありますから、補助金の返還が伴うということでありました。
建物と違いまして、グラウンドは、土地の造成という定義になりまして、土地の造成の償却費、償却期間が40年ぐらいの期間を償却期間とみなすものですから、補助金の投入された金額を、そういった事業費の中で減価償却していきますと、相当な金額がまだ残っているということがありますので、そうやって利用される場合は、無償であっても全額を返還しなきゃならないんですが、有償で産業活動に利用する場合には、今言いましたような計算式で、差額の投入された補助金について返還を生じることになるということで、今、産業振興課長のほうから説明ありましたとおり、グラウンドを生産者のための用地として利用するということについては困難だという結論になったわけでございます。
- 委員長（音喜多委員） 14番。
- 竹田委員 少子高齢化がどんどんどんどん進めでいったときに、これは言うてはいけないことなんですけども、将来的にここも多分なくなるだろうなという予想の学校というのもあると思うんですよ。その中で、防衛からの交付金で建てた学校まだあります、厚岸町内に。あと数年、10年たったときに、そういう廃校にせざるを得ない状態になり得る学校も、予想はしたくないですけども、予想される学校もありますよね。そのことで、これから、例えば期限を切って、防衛省のほうに、再開されるということは多分あり得ないと思うんで、約束事というか、決まり事は決まり事で、それは徐々に年数を短

くしてもらおうとか、そういう要望はしていかなきゃならないんでないかなというふうに思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（須佐課長） ただいまお答えさせていただきました防衛省との話は、平成22年の春の4月の段階のお話でありましたが、その後、文部科学省のほうでの会計検査が入っております、全国の学校統廃合に伴いまして、今、委員から言われましたように、厚岸町だけでなく、全国に相当使われなくなった学校が存在しております、これらの利活用が、会計検査のほうから、極めて進んでいないという指摘を受けております。その利活用に向けて、今いろいろな形での補助金、あるいは交付金等が、文科省だけの交付金だけではなくて、私どもも使っております防衛の交付金なども入っているものもありますし、全国ではさまざまな建設をしているわけでありまして。そういった中での、国の補助金の規制等がありまして、新しい建物については、せっかく新しい建物で、活用はできるんですが、転用するに当たっての規制があったりということがあったものですから、そういったものにつきましては、会計検査のほうも極めて重要な問題として、国レベルで対応を図るようということの指摘をしてきておりました。

それで、さまざまな動きが、文科省のほうからも情報が流れてきておりまして、今、委員が言われましたように、規制の緩和という部分では、なお一層進んでいくんではないかというふうに我々は期待しているわけでありまして、そういった情報を的確につかみながら対応をしていきたいというふうに考えております。

（「わかりました」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか。この目ありますか。

（なし）

●委員長（音喜多委員） 進みます。3項水産業費、1目水産業総務費。
2番。

●堀委員 ここで、日本水難救済会についてお聞きします。

町長の施政方針の中にも、ことし、全道大会が行われるというふうになっています。北海道漁船海難防止水難救済センター全道大会が19年ぶりに厚岸町で開催されるんだということになっております。

まず、この大会、いつ開かれて、どこで、大会の規模等がわかりましたら教えていただきたいんですけども。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（高谷課長） ただいまのご質問でございますけども、漁船海難防止水難救済センターの全道大会でございますけども、地元厚岸町で、開催日は今年、23年7月6日に行われるという内容でございます。規模につきましては、参加予定者数は700名でございます。場所は、若竹第2岸壁で行われます。内容は、先ほど参加予定者数700名ということで、救難所関係参加所員数、全道各地の救難所の所員550名プラス、関係機関事務局等150名で700名と。

内容ですけども、研修、訓練でございます。研修は、オレンジベストの救命衣を着用して、救難技術の競技、ゴムボート操作、救命発射機操法、心肺蘇生法、それから、総合訓練として、浸水船の救助訓練、火災船の救助訓練等々を予定されております。

- 委員長（音喜多委員） 2番。

- 堀委員 それで、この大会、恐らく日本水難救済会厚岸救難所が事務局となるのかなというふうに思うんですけども、この中でも、町としても協力体制を築いてまいりますというふうになっていきます。ただ、日本水難救済会の厚岸救難所への、この目の中の予算というのは110万円というふうにあるんですけども、これは例年と変わらない金額がなというふうに思うんですよね。例えば財政的な、何か町のほうから応援をすとかという、金額的な、資金的なものを応援すとかという、そういうものはないんでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（高谷課長） ただいまのご質問でございますけども、202ページの負担金、上段にございます漁船海難防止水難救済センター、27万円という金額がございますけども、通常負担金は17万円でございます。今回、全道大会を開催するに当たり、開催地の負担金が求められまして、10万円プラスということで27万円、ここに予算化を希望しております。

- 委員長（音喜多委員） 2番。

- 堀委員 それについてはわかりました。

せっかくこういう、19年ぶりに厚岸町で、しかも、港町厚岸の海のところで、こういう全道大会が開かれるという中で、町として何かしらの、この大会に対して歓迎とか、何かそういうようなものを、この大会に対しての歓迎というか、来ていただく所員とかの方々への、そういうような何かイベント的なものというのは考えているんでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（高谷課長） 町としての何かイベントだとかということでのお尋ねでございますけども、負担金だとか、それから我々も含めまして、それから漁組、救難所も

含めまして、この全道大会をせっかく厚岸で開いていただくということなものですから、協力していくと。内容につきましては、まだ今、事務局なり救済会の本部も、どういった内容かも含めまして、今、協議中でございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 せっかくの全道大会です。できれば、漁業者は皆さん、恐らくこの日は漁というものはすべて休みになって、参加なり見学なりはされると思うんです。あと、一般の町民の方々にもやっぱり、こういう大会がこういうふうにかかれるんだと、できるだけ港町厚岸のことをより皆さんに親んでもらうためにも、町民の人方にしっかりとしたPRとか、また、観覧要請とか、そういうものもあってもいいのかなというふうに思うんですけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 当町で開催されるのが19年ぶりということでございますので、19年という年月ということもありまして、そういった経験というんですか、町民にとっても、救難所の全道大会、こういうことをやっているんだということも、いわゆるわかっていただくというか、見ていただくということも必要かと思えますので、その辺のPRもしていきたいというふうに考えております。

（「よろしいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか。ほかございませんか。
13番。

●室崎委員 水難救済会と厚岸救難所についてちょっとお聞きしますけども、今のとは全く違う話なんですけど、この厚岸救難所の設置されている目的、これはどういうものなんでしょうか。

委員長、時間かかるなら、答えやすいように私のほうから、ちょっと質問変えますので、こんなことで時間とりたくないの。

●委員長（音喜多委員） 13番。再度の質問。

●室崎委員 ちょっと何か、非常に正確を期しているようで、大ざっぱなところでいいんです。私、次の質問に入るための前提にすぎませんから。

要するに漁業者の方たちが、団員というのか会員になって、厚岸で海難事故があった場合に、その命を救うためにみんなが救済に出るという体制をつくっているというものだというふうに理解しているんですけど、細かく言うといろいろあるかもしれませんけども、そういうことでよろしいんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 大変申しわけありません。委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 これ海ですから、水難救済会という言葉が使われていますが、山岳地帯ですと、例えば谷川岳を持っている水上市だったかどうか忘れたけども、群馬県なんかでは、山岳救助隊のようなものがありますよね。これは、山でもって事故があったときに、すぐに駆けつけて、何とか命を助けようとするものですよ。趣旨は、いずれにしても似たようなものだと思うんですが、全く同じではないというふうに考えているんですよ。

それは、この水難救済会の場合には、漁業を営んでいる人の海難事故、水難事故、それを何とか一刻でも早く救難して、そして、命に別状のないようにしようというのが主たる目的であろうと。もちろん、それ以外の人たちのときには、私は知りませんというわけではないんですけども、そういうものだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今、委員おっしゃるとおり、基本的には、そういうふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それで、やはり新聞やテレビに大きな事件として出てくるようなものはごく一部でして、やはり年に何件かは、みんな仕事を投げて駆けつけなければならないというようなことはありますよね。それで、皆さんそれに関しては、言うならばお互いさまだからというように口にして、本当に献身的にやっつけてくださっているのは私も聞いております。

それで、お互いさまだからと言えるのは、今、第一義的にと私、言いましたけども、漁業に従事している方が仕事の上でそういうような災難に遭ったとき、それをすぐ駆けつけて助けようというのは、まさにそういうふうに言えるわけですよ。もちろんそのときには、駆けつけた費用をいただきますなんていうことはないというふうに思っていますが、それでよろしいですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 駆けつけていく方、個人に対しての費用の補てんはごさい

ません。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうだと思うんです。それで、この制度というか、組織というものは非常に働いているというふうに思っております。

ところが、何年か前にもうちょっと別の要素の事件がありました。これからはふえても減らないだろうと思います。例えば今、沿岸部にまだ氷が張っていますよね。こういうところをレジャーで来て、それで、非常に危険な状態。地元の人にはよくわかっているんだけど、よそから来た人はわからないだろうと思うんですが、そういう危険な状態を走って水没してしまうとか、あるいは、プレジャーボートといったか、要するに釣りの船ですよね。それで、釣りに遊びに来ていて、そういうことを起こしたと。こういう場合でも、水難事故であった場合にはすぐ、この会員というか、皆さんは自分の施業を投げて、献身的に救難に当たっているというふうに聞いておりますが、そのとおりでしょうね。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） そういった場合、そういった方々が事故があった場合には駆けつけているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それで、仕事として行った場合、それが漁業でなくても、何かの調査だとか、いろいろあるかと思います。そういう仕事として行った場合と、それから、こちらがお願いしてやったものではない、特に、よそから遊びに来て、そして、なおかつ、いろいろな注意事項が書いた看板があったり、いろいろしていますが、大体事故が起きる場合には、そういうのにきちっとのっかってやって事故を起こすということは普通あり得ないんですけども、そういうものに対しても同じ条件で今は救助に当たっていると思うんです。

それで、さっきちょっと言った山岳救助隊なんかの例を見ますと、そういうレジャーで入って事故を起こした方について、もちろん出動して、できるだけことはするけれども、費用については、いわゆる仕事で行った場合とは截然と区別していますよね。そういうことが厚岸においても必要でないのかと、そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） いわゆる山岳救助の場合は、そういった関係、救助隊出動しますと、海の場合にも救助隊が出動しますと。山岳の場合は、いわゆる経費負担とい

うんですか、事故を起こした者に対して経費の負担が伴うと。海野に関しては、今のところはないということでございます。

それにつきまして、漁組も、そういった場合のことも踏まえて、今、検討しているということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 わかりました。漁業協働組合でもそういう検討をしているというわけですね。これについては、町としてもきちんとした見解をやっぱり持っていただきたいと思えます。これ、救助するほうは命がけなんですよ。きょうは海荒れているから、だから救助しないなんていうことはないんですよ。命にかかわる問題ですから。

ですから、それが、本来、仲間内であったり、あるいは任務であったり仕事であったりして出ている人にまで、1回出動するごとに幾ら出さなさいなんていう気は全くないのは、それは全く私も同じ考えです。ただ、そういうものと遊びとを全部一律に考えていくことはできないだろうというふうに思えますので、これについては、救難に駆けつける方は全部ボランティアですから、余計そういうことはきちんとしてほしいと思えます。

それで、これは漁業協働組合のほうで今、検討してくださっているというので安心いたしました。町としても明確な見解を持っていただきたいと、そのように思いますが、いかがですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今、委員言われましたとおり、漁組、それから厚岸救難所、それぞれ検討しております。助ける方は命がけでございます。遊びに対しての、そういった経費負担の問題でございますので、言い方がちょっとあれですけども、いわゆる漁組、水難所も含めて、厚岸町も含めて、どういったことで、これからそのことを考えていくかということを考えていきたいというふうに考えていますので、よろしく願います。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「結構です」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほかございませんか。

（なし）

●委員長（音喜多委員） 進みます。2目水産振興費。
10番。

●谷口委員 政策的なことではちょっとお伺いしたいんですけど、農業の場合は、選挙のたびに民主党が農家の戸別所得補償政策、そういうものを打ち出していますよね。それで、現在は、中山間地域直接支払制度、そういうものがありますよ。それで、漁業の場合なんですけど、漁業は、非常に天候だとか海流だとか、そういうものに影響されまして、去年は、特にサンマなんかは、海流の流れで根室の一人勝ちというような状況がありましたよね。そうすると、それ以外の漁業者にとっては、大変経営も厳しいものがあったんじゃないのかなと。あと、気候の変動によって湖内や湾内の漁業にも、それなりに影響が出る時がありますよね。

そうすると、そういうことに対して、やはり一定の補償制度というか、経営が安定してできるような制度をつくり上げておくことが必要ではないのかなというふうに考えますけれど、現在、漁業には、中山間事業だとか、それにかわるような、あるいは所得補償を進めるような、そういう制度というのは、大きいものか、小さいものかわかりませんが、現在、何かあるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今、ご質問者おっしゃったような、農業でいう中山間のような制度はございません。ただ、今の情報でいきますと、平成23年度から所得補償制度が開始されると。その内容につきましては、どういった内容かはまだ私どもには来ていません。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、所得補償政策については、農業の場合は、中山間地直接支払というのは2000年度から始まっているんですよね。それから、品目横断的経営安定対策というのが2007年度から行われているんですけれど、漁業についても、離島漁業再生交付金事業、それから、漁業経営安定対策、通称、積み立てプラスというものが2008年度からあるというふうに伺っているんですけど、これはどういう制度で、厚岸町の漁業には何か役立つ制度なのかどうなのか、その辺ちょっと教えていただきたいんです。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 1 時43分休憩

午後 1 時46分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
産業振興課長補佐。

●産業振興課長補佐（阿部補佐） 時間をとらせて済みません。

漁業の所得補償制度というのは、ことし、平成23年度から国の正式な予算が入って、実施されるということに一応なっています。予算が通ればということだと思っただけですけども、一応そうなっています。

それで、内容なんですけども、それは、先ほど委員おっしゃったように、保険の事業をやっております、その保険金、漁業者が払う保険と、それから、国の基金から出てくるお金とでもって、保険制度が、先ほどおっしゃった年からだと思っただけですけども、できました。それで、その制度を、今回、国のお金をさらに入れて、拡充をして、所得の補償の部分を厚くしようということで、ことし、制度ができたようですけども。

この前、説明会あったんですけども、実は、この制度は、保険の制度の拡充のものなものですから、中山間のように町を経由してお金のやりとりというのがなくて、直接、漁業協働組合とやるという形なものですから、今の段階で町のほうで予算を持っているということではございません。

以上です。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、今の説明でいうと、今まであった漁業経営安定対策、積み立てプラスという事業を拡充するということなんですか。それで、これが民主党がマニフェストで掲げた、農業でいえば1兆円、漁業でいえば1,000億円の所得補償政策をやろうと。それで、事業主体は、結果的には漁協と保険会社というか、その間での事業に国がお金を補助するというのか、そういう形でやろうというふうに理解していいんでしょうか。そして、その規模はどのくらいになるんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長補佐。

●産業振興課長補佐（阿部補佐） まず、規模でございますけれども、518億1,800万円ということでございます。昨年は101億9,200万円ということですので、400億円くらいふえているという形です。

それから、制度自体は、まだはっきりうちのほうに来ていないものですから、あれなんですけども、一応、先ほど委員おっしゃったような形だというふうに聞いています。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、まだ本当に具体的に厚岸の漁業、さまざまありますよね。そういう中で、この分野ではこうなるということは、まだ具体的ではないということですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長補佐。

●産業振興課長補佐（阿部補佐） 以前やっていた制度の中では、サンマの漁業ですとか、

それから、秋サケの漁業ですとか、サケ・マスもそうだと思うんですけど、そういうものは対象になっておりました。沿岸の漁業については、対象ではない制度でした。今回聞いている範囲では、昆布も該当になるんじゃないかなというふうには聞いていますけども、まだその辺、詳細なものが来ていないものですから、わからないんですけど、一応そういうような情報を受けております。

(「わかりました」の声あり)

●委員長（音喜多委員） いいですか。

2番。

●堀委員 昆布漁場改良事業、それとあと、環境生態系保全活動支援事業について資料をいただいたんですけども、従来、昆布漁場改良とかの雑海草駆除関係というものは、漁場に合わせた工法を選定してやっていくんだというような説明があった記憶がございます。今、このように資料をいただいたんですけども、何を言いたいかという、業者のところ、厚岸漁業協働組合員というのは置いておいて、町内業者というものが、ここでは3社なんですけど、あともう1社、多分あるのかなと思うんですけども、ただ、22年度の実績の中では載っていないんですけども、そういった中では、町内業者だけを見ても4社があると。漁業協働組合の漁業者が自分たちでやる小型穿孔機の部分も含めると、五つあるといった中で、地元だけでも十分な事業展開というものができのかなというふうに私は感じるんですよ。

前のときにも言わせてもらいましたけども、中小企業の振興基本条例というものをつくったので、やはり町が補助事業者として出しているんですけども、中心企業振興の基本条例の中には、第5条の2項には、中小企業者が町内において生産され、製造され、または加工された製品を取り扱い及び町内で提供される商工業サービスを利用する努めるというものがあります。

また、同じく第5条の3項では、中小企業者等は、町が実施する嘲笑企業振興施策に協力するよう努めるものとするというものがあります。そういうものも考えたときには、やはり町から補助金として出す事業に対して、漁業協働組合が事業主体なんですけれども、やはり町内業者をより使うようにという、そういう働きかけというものが、この条例ができたおかげで、できるんじゃないのかなというふうに思うんですけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今回の雑藻駆除関係の請求資料がございますけども、ここに示すとおり、工法として五つあります。この工法につきましては、厚岸漁業協働組合が所有している小型洗耕、二つ目に、大型洗耕というものがございまして、いろいろと場所だとか能力だとかによって、この工法をそれぞれの場所で適用させていただいてます。

今、中小企業振興基本条例を踏まえて、雑藻駆除の事業について、町内業者に協力するよう、町が実施する施策に協力するよう努めるものとするということで、ここでいえば、1社、ユンボ工法の業者さんが町外業者ということでございます。

これにつきましては、なぜこの工法がそれぞれの場所でやられているかということでございますけれども、漁業者である昆布班の方、31名が毎年駆除する場所と工法を話し合っ
て、理事会に提案して確認、了承されているということでございます。まず第1点目が、そういうことであります。

組合が勝手に、ここの業者を使え、あっちの業者を使えというわけではなくて、昆布班という漁業者が、まず、今までの経験上、ことしやる施工区域について、この工法、この工法でやると。それは、今までの経験から効果があると、それから、経費の面も含めて、大きな浅い場所であれば、こういう大型の部分で、こういう場所であれば小型の穿孔機を使うだとかで対応しているという内容でございます。

この町外業者が持っているユンボ工法につきましては、場所は、どういった場所をやっているかということなんですが、浅場で、離岸堤などの近くにある岩礁だとか、局所的な場所の駆除を目的としているものであります。これは、平成2年から漁組から要望を受けて、ユンボ工法である業者が開発して、それ以来ずっと進められきている工法でございます。

逆に、この工法が、そういったことで効果があるという、その場所には、このユンボ工法を使っている場所については、これが一番ベターなんだと、工法的に効果があるんだということで使われているということでございます。

今、委員おっしゃったように、中小企業振興基本条例がある、せっかく制定しているんだから、漁組の事業とはいえ、町も助成金を出していますということで、やはり町内業者を使うよう指導したらどうかというご意見でございますけれども、今の段階では私も、中小企業振興基本条例を踏まえたという意味では、当然のご要望だと考えます。

ただ、雑藻駆除に関しましては、勝手にだれかが、この業者を使え、ここがいいぞというわけではなくて、昆布班、漁業者がみずから今まで20数年間やってきた実績として、ほかの工法では、その部分については効果は期待できないというか、このユンボ工法が一番効果があるということで選定しているものでございますんで、これに関しましてはいたし方ないかなという見解ではございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 すぐに切りかえれというわけじゃないんですよ。私が言っているのは、指導でもなくて、要請です。あくまでも要請です。これは、事業主体が漁業協働組合なわけですから、指導権限というものも、この工法にしなさいという権限というものはないというふうに私も思いますんで、指導じゃなくて、あくまでも、中小企業振興基本条例というものがあります。町内業者への発注というものにもう少し配慮していただきたいというものを要請するくらいは、私は、町としてはできるんじゃないのかなというふうに、その上で、漁業協働組合が、昆布班の中で出された結論でやるというものは、これについては、私方が何ら口を出すものじゃないんで、それについてはいいんですけれども、

そうじゃなくて、その前段での町からの要請というものはできるんじゃないんですかということなんですよ。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 中小企業振興基本条例を踏まえて、この雑藻駆除の問題に関しましても、町として投げかけをさせていただくということで、ご理解いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

（「よろしいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか。ほかございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。3目漁港管理費。
5番。

●中川委員 ここで私から質問させていただきます。我々厚岸漁業協働組合が計画しております市場、衛生的な市場の計画について、これは、私、確認の意味もあるんですけども、質問させていただきますが。この市場を計画した時点では、自民党政権でして、とんとんとんと行くのかなと思いましたが、途中で政権が変わりまして、国がああだ、どうがこうだといろいろと二転三転しました。それで、町は行政でございますし、それまでいろいろとご指導いただいてきたわけですけども、町長始め皆さんに大変ご心配をかけたかな、このように思っているわけでございますが、去年の10月ころだったと思いますけれども、何とかいきそうだとわという情報が我々役員たちにも入りまして、そのことが、我々に入った情報が正しいと言ったら語弊ありますけども、もちろん行政でございますので、町が持っている情報といえますか、間違いないというんではありませんけれども、私たちの情報がいいのかどうなのか。それで今、私たちが持っている情報をちょっと課長に聞いていただきますので、違うなら違いますよ、こうですよと言っていたきたいなと思うんですが、よろしいですか。

それでは、私から申し上げますが、今年、23年は調査・検討をします。それから、24年に、その検討に基づいて設計に入ると。そして、25年から建設に向かうんだと、こういう情報、去年の10月だったと思うんですけども、我々組合に入りました。我々組合は、産業団体でございますので、厚岸町は行政でございます、国や道とつながっていますので、その我々に入った情報がどういうものなのか、今、確認したい意味で質問をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。言っている意味わかりますね。よろしくお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（高谷課長） ただいまのご質問でございますけども、厚岸町、それから漁組も踏まえまして、一緒に今、検討しています。その情報につきましては、厚岸町の情報と漁組の情報が違うということではございません。

ただ、今、委員おっしゃいました平成23年度に調査・検討している。それは今も調査・検討、22年度やっています。23年度も調査・検討をしますと。それは、調査・検討している段階で、それがスムーズに、我々が思い描いたとおりにいろいろな事業が認められていけば、最短で24年度に設計に入ったり、25年度から施工に入ったりということは考えられますけども、今の時点で、平成24年設計、平成25年建設着手という認識では、我々はそういう認識ではございません。

以上です。

- 委員長（音喜多委員） 5番。

- 中川委員 今、課長から答弁いただきました。私も23年、24年、25年と切って質問しましたけども、やっぱり厚岸町だって、北海道あり、国あり、いろいろな関係もあると思いますから、少々変わってくるのは、この計画のようにいってくれればいいんですけども、相手が相手ですから、相手が言ったらちょっと悪いんですけど、道なり国があるわけですから、変わる面もあると思いますけれども、一応この計画で、我々役員として持っていればよろしいんですね。

- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（高谷課長） 先ほども申し上げましたけども、あくまでもこれは最短での、いわゆる、そうなればいいなという目標でありまして、それがそのままいけるかどうかというのは、漁組も私どもも、これからそういったことを踏まえながら、事業化に向けて頑張っていくということでございますので、24年度設計、25年度着手ということは言えないということで、ご理解いただきたいんですが。

- 委員長（音喜多委員） 5番。

- 中川委員 わかりました。この計画に向かって頑張ってくださいようをお願いして、質問を終わります。よろしくお願いいたします。

- 委員長（音喜多委員） 町長。

- 町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

第3種厚岸漁港整備計画の中での、市場を含めた衛生管理型漁港でありますがおかげさまで、いろいろな苦難がございました。難しい点もございましたが、昨年、整備手法としてどうすべきかということで、国、北海道、厚岸、漁業協働組合が組織いたしま

して、その協議に入ることができました。本年も検討を含めて進めるわけでありますので、それによっていろいろなご意見が出るかと思えます。もちろん一番考えていかなければならないのは財政の問題でございます。これが最も大きな課題になるだろうと、そのように考えておりますので、そういう4者会議の場所ができましたので、早期に実現できるように、特に今は、安全・安心な海産物を供給するということが極めて重要な課題でありますので、既に先進地もあるわけでありますので、それに匹敵する中の漁港整備につなげていただきたいと、そういうふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

(「よろしく願います」の声あり)

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 私も衛生管理型漁港について質問させていただきますけれども、ただいま5番委員さんの事業の説明としては承知するところではあるんですけども、ただ、実際に漁港施設となる、基本的な漁港施設、この場合、衛生管理型漁港施設は湖北岸壁ですから、湖北岸壁だけで話させていただきますけれども、湖北岸壁整備、これは、まず、屋根つき岸壁をつくるというものが一つ、この衛生管理型漁港として、平成18年だったかのマリナビジョン、また、19年にマスタープランというような中でもうたわれた、屋根つき岸壁というものの整備をするよと。これと一緒に、背後地の荷捌き施設も一緒につくるんだと、衛生管理、あのときは、たしか車とかも場内に入らないような中での、衛生面というものを追求した荷さばき施設、岸壁からその背後の荷さばき施設までを一体としてつくるんだというような話がありました。

そのときの荷捌き施設、前面の岸壁、そして、屋根つきといったもの、国がやるというものは何らおかしくはないんですけども、問題は、背後の荷捌き施設です。荷捌き施設の負担といったものは、今現在どのように考えられているのか。どうも事業を進めるだけで、全額国が負担するものなのか、町の負担が出てくるものなのか、また、漁業協働組合の負担が出てくるものなのかというのが全然見えてこないんですけども、この点については、今どのように進んでいるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 荷捌き施設の計画の、事業の手法ですけども、今、私どもが考えている事業展開は、あくまでも荷捌き施設も国の直轄事業で施工できるということをお願いしています。国の直轄事業が荷さばき施設ができるということは、その後の管理は北海道がするということになりますので、北海道の負担も出てまいります。端的に言えば、厚岸町なり漁業協働組合の負担が軽減されるという内容で、今、事業化に向けて折衝しているという段階でございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そうすると、国につくっていただき、そして、管理費が北海道だよと。そうすると、将来的にわたっても、荷捌き施設の建設に当たっては、町や漁業協働組合の負担というものが生じないというふうに理解していいということによろしいんですね。

それで、次に問題になるのが、国がつくったもの、荷捌き施設をただで使えるのかという話になるんです。この点については、どのような検討をされているのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただで使えるのかというご質問でございますけども、その時点では賃借料なりが発生するというところでございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 その賃借料というのは、大体今の試算、事業関係が、まだ絵が全然でき上がっていない段階では、事業費というものの確定はしていないんでしょうけども、例えば賃借料というものがどのくらいになるかという、これは北海道が管理するけども、使用者が町になるか、漁業協働組合になるかも、ここら辺の打ち合わせ……。今現在は、地方卸売市場としての開設者が漁業協働組合ですから、漁業協働組合があれしてますけども、北海道が管理するものについて、どのような、その下が、地方卸売市場をまた開設するものなのかというのも全然わからないんですけども、ただ、やはり利用者負担といったものが生じるとしたときに、どのくらいになるものなのかというものはわからないのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） いわゆる事業規模も決まっておりません。それから、賃借料の負担も、そういった施設の大きさに対して何ぼだとかという、そういう意味で、国でもまだ、できるかも含めて決まっておりません。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 国がつくったらいいよと。ただ、一体幾らで使えるんだというものがわからない中で、設計や事業化を急がれても、後で、でき上がったもの、あとは地元で、この金額で使ってください、地元では、こんな金額じゃ、とてもじゃないけどできませんよという話にもなり得ると思うんですよ。やはりそこら辺は、事前に詰めてもらわなければ、例えば23年度は調査・検討の段階だというふうに言われていますんで、少なくともこの段階では、しっかりとしていただかなければならないんじゃないのかなというふうには思うんですけども、この点についてはどうなんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長補佐。

●産業振興課長補佐（阿部補佐） お答えさせていただきます。

この衛生管理型の漁港施設の関係につきましては、18年からちょっとお話しさせていただきますと、平成18年に、先ほど委員おっしゃられたように、マリンビジョンに位置づけをさせていただきました。平成19年度に、国が検討会を設けまして、マスタープランを策定いたしました。平成21年に、さらにもう一度その検討会を設置しまして、ゾーニングですとか、そういった検討をしてきて、新聞なんかでも出ていますけども、ああいう絵が出ているという状況です。

ただ、平成20年の10月の段階で話がありましたのが、平成20年の制度改正で、荷捌き施設も国の直轄事業でできるという制度ができました。平成19年までは、荷捌き施設は、あくまで地元、事業開設者の漁業協働組合が設置しているところもありますし、市町村が設置しているところもあるという状況で、基本的に、荷捌き施設については地元が整備をする。地元が整備する場合は、補助金をいただいて整備をするというような形でやってきているのだと思います。厚岸の場合は、厚岸の漁業協働組合が、今、三つある荷捌き施設については、補助金をもらわないで整備をしたようですけども、通常は補助金をもらって整備をしているということのようです。

それで、平成20年の10月に、国の直轄事業でもできるという制度ができて、それで、厚岸も何とかその制度に乗かって、国の直轄事業でやってほしいということで、いろいろ要望活動、運動をしてきたということです。20年の4月に制度ができたんですけども、20年の10月になりまして、直轄事業でやるに当たって、直轄事業でやる場合は、国の持ち分と、それから、北海道に持ってもらう負担金があります。

北海道の場合は、第3種漁港、それから第4種漁港というのは直轄事業でできるということですんで、直轄で国でやると。国でやる場合には、岸壁でしたら10分の2を持ってもらいますよとか、護岸は10分の2ですとかというようなことで負担があります。その負担が荷捌き施設については2分の1が漁港の管理者である北海道に持ってもらうべくちゃいけないということに。

それと、先ほど言いましたけども、直轄事業でやった場合は、管理は、北海道が管理を受けなくてはいけないという決まりになっていますので、北海道に受けしてもらわなくてはいけません。北海道が受けなくてはいけないという制度になったものですから、今度、国と北海道の中で協議をされています。その協議の中で、北海道としては、今まで荷捌き施設は地元がやってきたのに、直轄事業になったことによって、北海道が負担金も出さなくてはいけないし、維持管理費、管理も北海道がしなくてはいけないというのは、ほかの漁港との余りにも大きな不均衡になってしまう。そういう制度については、北海道としては同意できないということになっています。

それで、何とか国はやりたい、制度ができたんだから、何とかやりたいと。それから、北海道は、そういうほかのとの不均衡になるものは受けられないというようなことで、そこからストップしてしまって動かない状況になってしまっています。

ずっとそういうのが続いてきたんですけども、昨年10月になりまして、道庁の水産局長さんが町長のところにいらっしやいまして、国と開発局との協議の中で、このまま

にはしておけないと、何とか動かしたいと。その協議を始めましょうと、北海道が事務局を担って、4者で、先ほど町長がおっしゃいましたけども、4者で協議の場を設けて、そういういろいろな問題点があるんで、その辺を一つ一つクリアするために、4者協議を持って協議をしましょうという形になっています。

今お話あった内容の賃借料の話も、実は、去年の11月に1回目の意見交換会ということで、うちは課長が出ていまして、漁業協働組合の専務、それから開発局の課長さん、北海道の課長さんで協議会を持っています。その後、ワークチームということで、組合の参事さん、それから開発局の課長補佐と、そういうレベルでもって、そこに私も出させていただいていますけども、ワークチームという会議を設置されまして、今年1月28日に、今あった賃借料の話ですとかが初めて出てきたという状況です。

その賃借料の金額ですとかも、規模が決まらなないと、そういったものも確認できないんです。いくらというのとも言えないというようなことがありますので、それは、同じような規模のところのものを探して、何とか試算できないかというようなことで、そのときの会議は終わっています。

ですので、これから、この月末にもまたワークチームの会議が招集になるようなんです、ずんずん話が見えてくると思うんですけども、そういう協議の中で、今おっしゃられたようなものが整理していくという状況になっていますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そうすると、一番最初の前段で、国の直轄というときには、国が半分負担して、北海道がいくら、まずここから、もう既に、どうなるかわからないということ、北海道としては、何とか進めたいと言っているけど、それは北海道が負担するというふうに言っているわけじゃないというふうに私としては理解する。そうすると、まずそこから話をもらわなければ、荷さばき施設というのはどうやっても進まないのかなというふうに思うんです。

やはり国がつくって北海道が管理したときには、当然賃借料というものがかかってくるというふうに思います。漁港施設の利用という中では。ただ、そうならないものというものも、例えば漁業協働組合とか厚岸町とかが荷さばき施設をつくって、そして、市場開設者、どちらになるかという話というのはいろいろあると思うんですけども、そういうような手法というものも検討する必要があるなれば、いつまでたっても漁港施設、18年から始まっているものについて、いつまでたっても荷さばき施設というものはできないんじゃないのかと、私にしたらそういうふうに感じるんですけども。

やはり荷捌き施設をつくるとなると、沿岸漁業構造改善事業とかというふうな、あれはたしかカキセンターとかもそうだと思うんですけど、2分の1くらいの補助金をもらっての事業というものがあると思うんですけども、最悪というか、北海道がどうしてもほかの第3種、第4種漁港との兼ね合いを見たときに、どうしても荷さばき施設への負担というものができないのだとなったときに、やはりこういうものも検討しなければならぬんじゃないのかなというふうに思うんですよ。それについてはどのようにお考えな

んでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長補佐。

●産業振興課長補佐（阿部補佐） 今おっしゃられたような話も実は出ています。直轄でできない場合に、構造改善事業とおっしゃいましたけど、今は、強い産業づくり事業という事業でもって、荷捌き施設なんかも整備ができるようになっていきます。その場合には、当然2分の1の補助金はもらいますけれども、2分の1は自己負担ですと。地元負担の2分の1を、行政が事業を実施した場合には起債を借りて、その起債に対しては交付税措置もあるんじゃないのかと、厚岸町の場合は過疎地域で住んで、過疎債を使ってやることによって、交付税の措置もあると。その交付税措置もあることによって、本当に地元が持たなくてはいけないものは、ほかの事業から見ると削減できると。そういった、その残った地元負担については、組合が使用料なりで払うですとか、いろいろな話もされています。

それから、北海道が事業主体として整備した場合には、北海道の負担としてどうなる。北海道の負担となった部分を地元で負担をしてもらうだとか、いろいろな案は出ています。

ただ、厚岸町にしましても、今の財政状況の中で、町が事業主体になってそういう事業をやるということについては、物すごく難しい部分があるということもありますし、それから、漁業協働組合にしても、組合が事業主体でやるということも、それも大変だというような話がありますので、基本的には、国の直轄事業でできる制度があるんだから国の直轄事業でやってほしいという立場で協議の中に参加をしているという状況で、今おっしゃられたような話も、実はその会議の中では話が出ていまして、それがまた、もう少し、今度、賃借料の話なんかも、それから、先ほどおっしゃった市場を開設するには、当然組合が事業主体としてやった場合にはできるんですけども、国が整備した施設に厚岸漁業協働組合が地方卸売市場を開設できるのかという問題なんかもいろいろありますので、それらはもう少し協議の中でいろいろ具体的に出てくるんだというふうに思っています。そういう協議を今、続けているということですので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 いずれにしても、衛生管理型の漁港施設、施政方針とかでも、どんどんどんどん進んでいるんだというような感じで書かれているんですけども、実際のところは全然進んでいないというふうに私は思わざるを得ないんですね。何とか、背後の荷捌き施設にしても、もう大分古くなっている施設です。やはりどうやっても、いつかの段階では、衛生管理型というものもあわせて、前面の屋根つき岸壁ともあわせた中での荷さばき施設の整備というものは、いつかの段階では、どうなろうがやらなければならない。水産の町厚岸ですから、そういった中では、至上命題だというふうに私としては思うんですね。

やはりそういった中では、まだまだ不確定要素というものが多くの中で、なかなかうのみに、それじゃ国が直轄でやって、北海道が半分出して、負担がないからよかった。ちょっと待てよ、そうすると、毎年毎年の賃借料がすごいかかってしまって大変だとかというふうにもなり得ないわけでもないという話ですから、やはりここら辺の情報というものはしっかりと、どんどんどんちちのほうにも出してもらいたいと思うんですね。この3月の末ぐらいには協議かあると。私も4月以降、5月の段階でこの場にいるかはわかりませんが、少なくとも漁港建設といった中では、いろいろな不確定要素というものが多過ぎますので、隠さずにどんどんどん情報というものを出していただきたいというふうに思うんですけども、この点についてはどうでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） いろいろな課題については、担当課長、補佐からも説明ありましたが、ご理解いただきたいことは、衛生管理型の市場について、また、漁港関連整備について実現をしよう。その実現の整備方法について、また、管理方法についてどうい課題があるだろうかということで、はっきり言いまして、ようやく土俵に上がったと、そのように理解いただきたいと思っております。

先ほど申しましたとおり、平成18年以来いろいろな考え方はあったんです。あったんだけど、それは絵にかいたもちと言っても過言でないんですが、昨年10月に、その具体化に向けてのスタートを切ったと。それでいろいろな、これから、2回やっておりますが、3回目も3月。私としては、今ところ5月ごろまで、その具体的な結論が見えてくるのではなかろうかなと期待を持っておるところでございます。

しかも、事務局は北海道が受けてくれました。もう北海道も真剣に考えています。もちろん国も、第3種直轄漁港として、国の責任もあるという立場から、いろいろと精力的に動いていただいております。

また、国の水産庁も、厚岸漁港整備含めて、何とかしなければならない、そういう機運にもなっております。ですから、そういう面についてご理解をいただいて、実現に向けてのスタートが具体的に動いたと。

ただし、やはり利用者のことを考えないといけないです。ということは、厚岸漁業協働組合が荷捌き場を、また、全体の規模をどの程度に考えているのか、やはり利用者の立場というものも大事にしなければいけないということで、漁業協働組合の意見も踏まえた中で、また、4者会談の中では、一番課題になるのは、やはり財政の負担なんです。これが一番、先ほど中川委員の質問にもお答えいたしました、課題になるだろうと、そのように思っておりますので、私といたしましては、スタートを切った中で、いろいろな課題がたくさんあると。堀委員が質問されたとおりです。そういうものをこれから解決をしながら、実現に向けて努力をしていこうということになっておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

（「よろしいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか。ほかございませんね。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。5目養殖事業費。質問ありますか。3目で質問あるんですか。漁港管理費ですよ。（「はい」の声あり）それじゃちょっと戻って。

9番。

●菊池委員 206ページ。漁港施設、光熱水費、ちょっとこれ説明してください。261万6,000円。206ページの下段。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただいまご質問の漁港施設の光熱水費261万6,000円の内容でございますね。それにつきましては、電気料、水道料の合計が261万6,000円で、漁港区域内の電気料、電灯です、街灯です。これが231万8,000円、それから水道料でございますけども、港町、それから若竹、湾月、床潭にあります漁港の施設、休憩施設、トイレがございますけども、その水道料、それから、若竹に関しましては、昨年、水洗化に伴いまして、下水道料金の合わせて29万7,000円の、合わせて261万6,000円という予算になっております。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 ただいまのご説明の中で、電気料、水道料になっていますが、街灯231万8,000円。街灯は、港町ほか湾月、若竹、奔渡にナトリウム灯が設置されて、漁船保管施設、船揚げ場、いわゆる斜路、漁船揚げ施設になっておりますけれども、これらの電気料は含まれておりますか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今、委員おっしゃったような各漁港区域の街灯の電気料が含まっております。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 そうすると、漁業者の斜路利用組合の実行組合から問い合わせがあるんですが、奔渡の場合、ナトリウム灯外6本、船揚げ場、斜路施設にあがっているんですけども、ここに6本の街灯が設置されております。この電気料について、最近、年間10万円ぐらいかかるんだと、1次産業を行っている段階で、原油の高騰、資財の高騰にあつて、結構負担になっているということではしゃべっているんですけども、今の課長の説明

では、これらが含まれるということになっていきますので、なぜ単独でくる、別になっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただいまのご質問でございますけども、先ほど私どもが申しましたのは、基本的には、漁港の道路、それから漁港にある街灯でございます。斜路につきましては、そういう整備された後に別に漁業者、北海道が道単事業で整備した街灯のことでございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 どうも何かまざっているような感じで、質問に対して答えが合わないような気がしますけども、町長に聞いてみたいと思います。とりわけ、1次産業である漁業者の使用するエンジンほか各種機器類を搭載した漁船个体、これらを守るための防犯灯というか街灯と申しますか、道路付近に設置されているナトリウム灯の電気料と申しますか、これらについての支援、これらに対する考え方は持たないかどうか、町長は日ごろ、1次産業育成のためにも、漁業者のためにも農業者のためにも努力するとうたっております。その辺で、このぐらいのことはできないでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 本来でありますと、私から答弁というところでありますが、担当課長から答弁をさせますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） ちょっと休憩します。

午後2時39分休憩

午後2時39分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
産業振興課長補佐。

●産業振興課長補佐（阿部補佐） 申しわけありません。漁港の電気料につきましては、基本的に、国の直轄事業で整備をした街灯ですとか、そういうものについては厚岸町が負担をしています。それで、それ以外に、斜路ですとかのところに立っている街灯というのは、その後に、利用組合の要望等を受けて、北海道の道単事業等で設置をしている電灯だと思います。先ほど奔渡とおっしゃいましたので、そのことだと思います。それは、地元から要望を受けて、維持管理費については自分たちで持つということをお話を

いただいて、今の土現さんの要望をして設置をしていただいているものですので、基本的には、利用者の皆さんで負担をいただいているという内容になっていますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 内容はよくわかりました。それはわかりますが、一応私も奔渡から出ているからといって、奔渡だけのことを言っているわけでもないですけども、奔渡、若竹、湾月、これら全般的に考えて言っているわけでごさいます、その辺を、やはり1次産業のためにも考えることができないかということに対して、町長に質問しているのでございます。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、担当補佐から答弁がありましたとおり、内容については、そのようになっておるようであります。それに対する、利用者組合に対する町の補助なり、また、幾らかの支援策はないのかという質問じゃなかろうかと、そのようにとったわけではありますが、やはり1次産業、特に、漁業の振興は大事な課題だろうと思っておりますので、経費等、どのような状況になっているのか、よく研究をさせていただきながら、どうしたらいいのか、今までのままがいいのか、また、今、質問があったような、何らかの手法を考えたほうがいいのか、いろいろなことがあるかと思っておりますので、このことについては研究をさせていただきたいと、そのように考えます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 そのことについては、先ほど補佐から説明あったとおり、わかっておりますことですが、漁業者自体もわかっております。その中であって、こういう流れでありますので、よろしく願いますという要望を含めての、漁業者要望のことでごさいますので、ご承知おきいただきたいと思います。ありがとうございます。わかりました。

●委員長（音喜多委員） 答弁はいいですか。（「町長の」の声あり）
町長。

●町長（若狭町長） 要望におこたえをいたしますということで答弁いたしたいわけですが、先ほどお話しいたしましたとおり、研究をさせていただきたい、そういうことでご理解いただきたいと思います。存じます。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。ほかございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 5目養殖事業費。6目水産施設費。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。
13番。

- 室崎委員 ここでちょっとお聞きしますが、去年、定住自立圏形成協定といいましたか、それが釧路市を中心にして締結、釧路市と厚岸町で締結したのかな、そして、全体でグループ。それに基づいて、共生圏ビジョンといいましたか、そういうものがつくられていくというお話でした。協定の段階では、まだビジョンそのものは完全にでき上がっていないということでした。そのときにいろいろ議会で議論もありましたが、この形成協定については、当時、急がれるということで、議会でもオーケーということになったんですが、いろいろ問題点もまた考えられるんじゃないかという議論もありまして、毎年、いわば、結んでみた協定についてのいろいろな、良い点、悪い点、そういうことについても議会のほうにも報告するというようなお話だったと思いますが、まだ半年程度のものでありましようけれども、まず1点は、共生ビジョンというのはどういうふうになったのか。

それから、この形成協定、そういうものが動き出して、どういうことがあるのか、そういう話がまだ議会のほうには示されていないんじゃないかというふうに思いますので、この点についてお知らせをいただきたい。

- 委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後2時45分休憩

午後3時00分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開します。

本日の会議はこの程度にとどめ、14日月曜日に審査したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本日の委員会は、これにて閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時01分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成23年3月11日

平成23年度各会計予算審査特別委員会

委員長